

## 參 考 資 料

## 令和6年度公民館等連絡先一覧表

R6.10.1現在

No.	館名	館長等	公民館主事等	センター長(館課長)	電話番号	内線	FAX番号	郵便番号	所在地	担当地区
1	中央	廣田 圭男 (社会教育推進担当)	土屋 浩昭 上嶋 秀俊 小岩井 一樹 浅井 勇太 合津 朋実 矢嶋 美智子 藤澤 智恵美 寺社下 奈央 清水 春生 今福 良夢		32-1132	56200 56201 56201 56202 56202 56212 56212 56212 56204 56204 56203	37-1153	390-0811 //	(南棟) 中央 1-18-1 (北棟) 中央 1-23-2	
		(施設整備担当)	中野 浩二 酒井 謙一 伊藤 雄太			56211 56212 56211				
2	第一地区	水野 範明	朝倉 光貴	中村 史子	32-1550	56405	32-1550	390-0811	中央 1-18-1 Mウイング4F	第一
3	第二地区	早坂 義導	栗田 幸信	臼井 美保	39-3601		39-3602	390-0814	本庄 2-3-23	第二
4	第三地区	武井 保典	深澤 佐恵	三村 恵美	36-7040		35-6344	390-0811	中央 4-7-28	第三
5	東部	小澤 佐智浩	降旗 一博	加藤 尚子	36-8565		36-8551	390-0806	女鳥羽 2-1-25	東部
6	城北	小岩井 成人	村田 美鈴	堀 敬子	38-0120		38-0121	390-0876	開智 2-3-39	城北
7	大手	遠藤 彰	中條 克明	宇留賀 真理子	39-5711		39-5712	390-0874	大手 3-8-1	中央
8	安原地区	藤野 一男	奥原 直弥	波多腰 秀美	39-0701		39-0702	390-0802	旭 2-11-13	安原
9	城東	瀧澤 和子	小林 弘幸	田中 治	34-0191		34-0192	390-0803	元町 3-7-1	城東
10	白板地区	内藤 哲夫	片桐 史門	村田 誠司	35-7740		36-5497	390-0875	城西 1-6-17-3	白板
11	田川	荻原 しほみ	瀧川 航平	永瀬 幸道	27-3840		27-3841	390-0841	渚 3-2-7	田川
12	庄内地区	梶山 三男	小林 大	中野 由佳	24-1811		24-1812	390-0827	出川 1-5-9	庄内
13	鎌田地区	小嶋 和好	高山 美空	熊井 理英	26-0206		27-2957	390-0848	両島 5-50	鎌田
14	松南地区	川上 正彦	伊藤 貴浩	金井 稔	26-1083		25-5337	399-0002	芳野 4-1	松南
15	島内	上條 光司	中條 陽	勝家 隆	47-0264		40-1264	390-0851	島内 4970-1	島内
16	中山	鈴木 幹夫	宇治 樹	金山 博文	58-5822		85-1016	390-0823	中山 3746-1	中山
17	島立	伊藤 悅夫	丸山 直紀	伊藤 和宏	47-2049		40-1258	390-0852	島立 3298-2	島立
18	新村	新村 芳男	塙原 航	忠地 智司	48-0375		40-1625	390-1241	新村 2179-7	新村
19	和田	窪田 潔	北澤 圭祐	村山 佳子	48-5445		40-1259	390-1242	和田 2240-31	和田
20	神林	丸山 勝久	丸山 貴大	伊藤 裕明	58-2039		85-1159	390-1243	神林 1557-1	神林
21	笹賀	大槻 研一	矢口 龍也	藤牧 啓吾	58-2046		85-1146	399-0033	笹賀 2929	笹賀
22	芳川	永田 幸彦	碇 浩平	中井 香保里	58-2034		85-1057	399-0034	野溝東 2-10-1	芳川
23	寿	久保田 文章	丸山 稜雅	羽田野 千帆	58-2038		85-1099	399-0021	寿豊丘 424	寿
24	寿台	坂井 久吉	小山 高志	中島 弘美	58-6561		86-7964	399-0021	寿豊丘 649-1	寿台
25	松原地区	河内 正弘	阿部 優磨	牛丸 尚久	57-2322		85-3103	399-0022	松原 39-1	松原
26	岡田	深井 久仁彦	田中 貢治	山岸 清治	46-2313		45-1001	390-0315	岡田町 517-1	岡田
27	入山辺	小笠原 鉄夫	斎川 史徳	柏原 せつ子	32-1389		37-0258	390-0222	入山辺 1509-1	入山辺
28	里山辺	小幡 泰俊	市橋 佑磨	宮澤 正起	32-1077		37-0640	390-0221	里山辺 2943-1	里山辺
29	今井	上條 泰正	赤羽 絵美	板花 賢治	59-2001		59-1004	390-1131	今井 2231-1	今井
30	内田	丸山 明良	保科 黄	武井 義正	58-2494		85-1071	399-0023	内田 2203-1	内田
31	本郷	乾 由理子	宮下 慶祐	倉田 和昭	46-1500		45-1014	390-0303	浅間温泉 2-9-1	本郷
32	四賀	花村 憲二	浅沼 喜之	降旗 みゆき	64-3112	34105	64-2933	399-7402	会田 1001-1	四賀
33	安曇	大野 修	羽田 大樹	大野 晃永	94-2301	35121	94-2918	390-1520	安曇 1061-1	安曇
34	奈川	忠地 愛男	奥原 美鈴	奥原 喜照	79-2121	3621	79-2903	390-1611	奈川 3301	奈川
35	梓川	西牧 和夫	安藤 ひかり	二木 玲子	78-3000	33116	78-3942	390-1792	梓川梓 2288-3	梓川
36	波田	麻田 仁郎	小松 一成	平林 正隆	92-2268	37171	92-7111	390-1401	波田 4417-1	波田
あがたの森		木下 守	福沢 佳典		32-1812	2470	33-9986	390-0812	県 3-1-1	
青少年ホーム		永井 康太郎	小船井 彩乃		26-1083		25-5337	399-0002	芳野 4-1	
池上百竹亭		指定管理者			32-0141		32-0141	390-0873	丸の内 10-31	
ふれあいパーク 乗鞍		指定管理者			93-1122		93-1122	390-1507	安曇 4855-100	

## 令和7年度公民館等連絡先一覧表

R7.7.1時点

No.	館名	館長等	公民館主事等	センター長(館課長)	電話番号	内線	FAX番号	郵便番号	所在地	担当地区
1	中央	廣田 圭男 (社会教育推進担当)	小嶋 克巳 上嶋 秀俊 浅井 勇太 合津 朋実 矢嶋 美智子 藤澤 智恵美 寺社下 奈央 今福 良夢 中村 香奈		32-1132 56200 56201 56201 56202 56212 56212 56212 56204 56203 56204 56211 56212 56212 56212	37-1153 //		390-0811	(南棟) 中央 1-18-1 (北棟) 中央 1-23-2	
		(施設整備担当)	横山 宗功 酒井 謙一 伊藤 雄太 村井 瑞規							
2	第一地区	降旗 清人	朝倉 光貴	長澤 靖	32-1550	56405	32-1550	390-0811	中央 1-18-1 Mウイング4F	第一
3	第二地区	早坂 義導	栗田 幸信	金田 光弘	39-3601		39-3602	390-0814	本庄 2-3-23	第二
4	第三地区	青木 宏元	高波 佐恵	三村 恵美	36-7040		35-6344	390-0811	中央 4-7-28	第三
5	東部	小澤 佐智浩	降旗 一博	加藤 尚子	36-8565		36-8551	390-0806	女鳥羽 2-1-25	東部
6	城北	小岩井 成人	村田 美鈴	堀 敬子	38-0120		38-0121	390-0876	開智 2-3-39	城北
7	大手	遠藤 彰	小林 泰	中村 史子	39-5711		39-5712	390-0874	大手 3-8-1	中央
8	安原地区	藤野 一男	奥原 直弥	村田 誠司	39-0701		39-0702	390-0802	旭 2-11-13	安原
9	城東	橋本 真一	小林 弘幸	中野 浩二	34-0191		34-0192	390-0803	元町 3-7-1	城東
10	白板地区	内藤 哲夫	武本 健太郎	佐野 進	35-7740		36-5497	390-0875	城西 1-6-17-3	白板
11	田川	荻原 しほみ	瀧川 航平	小沢 啓一	27-3840		27-3841	390-0841	渚 3-2-7	田川
12	庄内地区	梶山 三男	飯ヶ瀬 功	中野 由佳	24-1811		24-1812	390-0827	出川 1-5-9	庄内
13	鎌田地区	小嶋 和好	田中 瑞恵	熊井 理英	26-0206		27-2957	390-0848	両島 5-50	鎌田
14	松南地区	川上 正彦	大石 健爾	高野 朱見	26-1083		25-5337	399-0002	芳野 4-1	松南
15	島内	上條 光司	中條 陽	山本 茂	47-0264		40-1264	390-0851	島内 4970-1	島内
16	中山	鈴木 幹夫	宇治 樹	金山 博文	58-5822		85-1016	390-0823	中山 3746-1	中山
17	島立	百瀬 也寿之	丸山 直紀	波多腰 秀美	47-2049		40-1258	390-0852	島立 3298-2	島立
18	新村	手塚 剛	増澤 賢	金井 稔	48-0375		40-1625	390-1241	新村 2179-7	新村
19	和田	窪田 潔	北澤 圭祐	奥原 恵子	48-5445		40-1259	390-1242	和田 2240-31	和田
20	神林	丸山 勝久	羽田 大樹	村山 佳子	58-2039		85-1159	390-1243	神林 1557-1	神林
21	笹賀	大槻 研一	矢口 龍也	藤牧 啓吾	58-2046		85-1146	399-0033	笹賀 2929	笹賀
22	芳川	永田 幸彦	碇 浩平	中井 香保里	58-2034		85-1057	399-0034	野溝東 2-10-1	芳川
23	寿	久保田 文章	丸山 稜雅	岡田 健	58-2038		85-1099	399-0021	寿豊丘 424	寿
24	寿台	百瀬 康弘	小山 高志	中島 弘美	58-6561		86-7964	399-0021	寿豊丘 649-1	寿台
25	松原地区	河内 正弘	阿部 優磨	長田 由紀子	57-2322		85-3103	399-0022	松原 39-1	松原
26	岡田	深井 久仁彦	田中 貢治	羽田野 千帆	46-2313		45-1001	390-0315	岡田町 517-1	岡田
27	入山辺	百瀬 行敏	斎川 史徳	柏原 せつ子	32-1389		37-0258	390-0222	入山辺 1509-1	入山辺
28	里山辺	手島 学	市橋 佑磨	宮澤 正起	32-1077		37-0640	390-0221	里山辺 2943-1	里山辺
29	今井	上條 泰正	赤羽 絵美	板花 賢治	59-2001		59-1004	390-1131	今井 2231-1	今井
30	内田	梅北 幸男	保科 黄	上條 英輔	58-2494		85-1071	399-0023	内田 2203-1	内田
31	本郷	乾 由理子	宮下 慶祐	倉田 和昭	46-1500		45-1014	390-0303	浅間温泉 2-9-1	本郷
32	四賀	花村 憲二	林 祥平	降旗 みゆき	64-3112	34105	64-2933	399-7402	会田 1001-1	四賀
33	安曇	大野 修	奥原 裕樹	萩原 秀樹	94-2301	35121	94-2918	390-1520	安曇 1061-1	安曇
34	奈川	奥原 広幸	奥原 美鈴	山口 絵美	79-2121	3621	79-2903	390-1611	奈川 3301	奈川
35	梓川	西牧 和夫	安藤 ひかり	二木 玲子	78-3000	33116	78-3942	390-1792	梓川梓 2288-3	梓川
36	波田	麻田 仁郎	小松 一成	平林 正隆	92-2268	37171	92-7111	390-1401	波田 4417-1	波田
	あがたの森	木下 守	福沢 佳典		32-1812	2470	33-9986	390-0812	県 3-1-1	
	池上百竹亭	指定管理者			32-0141		32-0141	390-0873	丸の内 10-31	
	ふれあいパーク 乗鞍	指定管理者			93-1122		93-1122	390-1507	安曇 4855-100	

松本市公民館長理事役員名簿 (H29年度以降)

(敬称略)

年度 役名	29年度	30年度	令和元年度	2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
会長	村山 (島立)	滝澤 (安原)	滝澤 (安原)	柏澤 (芳川)	柏澤 (芳川)	櫻井 (今井)	櫻井 (今井)	藤野 (安原)	川上 (松南地区)
副会長	原田 (城東)	百瀬 (四賀)	柏澤 (芳川)	田中正 (城北)	田中正 (城北)	小笠原 (入山辺)	小笠原 (入山辺)	川上 (松南地区)	小嶋 (鎌田地区)
(中央公民館長)	高橋	栗田	栗田	栗田	高橋	石川	石川	廣田	廣田
理事	中央1 阿部 (第一地区)	宮下 (東部)	早坂 (第二地区)	佐藤 (城東)	赤沼 (第三地区)	水野 (第一地区)	武井 (第三地区)	小澤 (東部)	早坂 (第二地区)
	中央2 高野 (大手)	田中 (城北)	内藤 (白板地区)	高野 (大手)	内藤 (白板地区)	藤野 (安原地区)	遠藤 (大手)	小岩井 (城北)	内藤 (白板地区)
	中央3 田中 (鎌田地区)	池上 (田川)	浦澤 (松南地区)	筒井 (庄内地区)	筒井 (庄内地区)	白澤 (松南地区)	小嶋 (鎌田地区)	梶山 (庄内地区)	荻原 (田川)
	河西 渡辺 (和田)	青木 (梓川)	輪湖 (波田)	上條 (島内)	伊藤 (島立)	新村 (新村)	萩原 (和田)	西牧 (梓川)	麻田 (波田)
	西南 勝山 (奈川)	藤波 (笹賀)	塩原 (神林)	櫻井 (今井)	百瀬 (安曇)	忠地 (奈川)	山田 (笹賀)	丸山 (神林)	上條 (今井)
	東南 柏澤 (芳川)	下村 (松原)	百瀬 (寿)	坂井 (寿台)	丸山 (内田)	鈴木 (中山)	柏澤 (芳川)	坂井 (寿台)	河内 (松原地区)
	東山 百瀬 (四賀)	橋本 (本郷)	富岡 (岡田)	小幡 (里山辺)	小笠原 (入山辺)	藤松 (四賀)	橋本 (本郷)	深井 (岡田)	花村 (四賀)
監事	内藤 (白板)	阿部 (第一地区)	田中 (城北)	内藤 (白板地区)	高野 (大手)	丸山 (内田)	水野 (第一地区)	小嶋 (鎌田地区)	小岩井 (城北)
事務局 (中央公民館)	金井	横山	田口	横山	土屋	土屋	土屋	土屋	上嶋
中信公運協	原田 (城東)	百瀬 (四賀)	柏澤 (芳川)	田中正 (城北)	田中正 (城北)	小笠原 (入山辺)	小笠原 (入山辺)	川上 (松南)	小嶋 (鎌田地区)
県公運協	村山 (島立)	滝澤 (安原)	滝澤 (安原)	柏澤 (芳川)	柏澤 (芳川)	櫻井 (今井)	櫻井 (今井)	藤野 (安原)	小嶋 (鎌田地区) 川上 (松南地区)

## 令和7年度 松本市公民館長会理事等 役職分担表(案)

年 度 役職名		R 2年度		R 3年度		R 4年度		R 5年度		R 6年度		R 7年度			
		館 名	氏 名	館 名	氏 名	館 名	氏 名	館 名	氏 名	館 名	氏 名	館 名	氏 名		
県公連協		芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上		
										松南地区	川上	鎌田地区	小嶋		
長野県男女共同参画審議会										松南地区	川上	松南地区	川上		
中信公連協（参与職）			芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上	
中信公連協（評議員職）			城北	田中	城北	田中	入山辺	小笠原	入山辺	小笠原	松南地区	川上	鎌田地区	小嶋	
松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 R5～									今井	櫻井	安原地区	藤野	鎌田地区	小嶋	
松本市差別撤廃人権擁護審議会（会長職）同和			芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上	
部落解放・人権政策確立要求 松本市実行委員会委員長 (公民館長会 会長)			芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上	
“社会を明るくする運動”松本推進委員会（会員）			城東	佐藤	第三地区	赤沼	第一地区	水野	第三地区	武井	寿台	坂井	白板	内藤	
平和祈念式典実行委員会			島内	上條	白板地区	内藤	新村	新村	和田	萩原	梓川	西牧	今井	上條	
明るい選挙推進協議会 代議員2名 (うち役員候補者1名)	会長職	芳川	柏澤	芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上		
		今井	櫻井	白板地区	内藤	奈川	忠地	本郷	橋本	神林	丸山	第二地区	早坂		
豊かな環境づくり 松本地域会議 (松本地方事務所環境課)			城東	佐藤	第三地区	赤沼	第一地区	水野	第三地区	武井	寿台	坂井	白板	内藤	
教育文化センター運営委員会			里山辺	小幡	里山辺	手島									
松本市青少年健全育成市民大会実行委員会			里山辺	小幡	庄内地区	筒井	新村	新村	和田	萩原	梓川	西牧	今井	上條	
松本市生活簡素化実行委員会			島内	上條	白板地区	内藤	奈川	忠地	本郷	橋本	神林	丸山	第二地区	早坂	
学都松本子ども読書活動推進委員会 R元～			島内	上條	庄内地区	筒井	城北	小岩井	城北	小岩井	城北	小岩井	田川	荻原	
まつもと文化遺産保存活用協議会 R4～							新村	新村	新村	庄内地区	梶山	松原	河内		
館長会研修担当	①通常研修担当	大手	高野	入山辺	小笠原	松南地区	白澤	笹賀	山田	岡田	深井	波田	麻田		
		庄内地区	筒井	島立	伊藤	安原地区	藤野	大手	遠藤	東部	小澤	松原	河内		
	②県外研修担当	今井	櫻井	内田	丸山	四賀	藤松	芳川	柏澤	城北	小岩井	四賀	花村		
		寿台	坂井	安曇	百瀬	中山	鈴木	鎌田地区	小嶋	庄内地区	梶山	田川	荻原		
学都松本推進協議会事務局会議委員			城東	佐藤	第三地区	赤沼	第一地区	水野	第三地区	武井	寿台	坂井	R 6年度末に解散		
館長会・主事会連絡調整委員			芳川	柏澤	芳川	柏澤	今井	櫻井	今井	櫻井	安原地区	藤野	松南地区	川上	
			城北	田中	城北	田中	入山辺	小笠原	入山辺	小笠原	松南地区	川上	鎌田地区	小嶋	
監事			白板地区	内藤	大手	高野	内田	丸山	第一地区	水野	鎌田地区	小嶋	城北	小岩井	

令和6年度 松本市公民館主事会名簿

ブロック	公民館名	氏名	役職	通算経験年数	幹事長	副幹事長	県公連協理事	委県資料刊員行	評中信公連員協	ブロック幹事	事務局
中公	中央	土屋 浩昭	課長補佐	10							
		上嶋 秀俊	係長	15							
		小岩井 一樹	主査	3							
		浅井 勇太	主査	7							○
		合津 朋実	主任	8							
		矢嶋 美智子	主事	4							
		藤澤 智恵美	主事	1							
		寺社下 奈央	主事	0							
		清水 春生	主事	1							
		今福 良夢	事務員	0							
		中野 浩二	課長補佐	1							
		酒井 謙一	主査補	2							
		伊藤 雄太	主事	3							
中央1	第一地区	朝倉 光貴	主任	4				○			
	第二地区	栗田 幸信	係長	10.5							○
	第三地区	深澤 佐恵	主任	1		○					
	東部	降旗 一博	主査	1							
	城東	小林 弘幸	主査	1							
中央2	白板地区	片桐 史門	主事	2		○					
	城北	村田 美鈴	主事	0							
	安原地区	奥原 直弥	主任	6							
	大手	中條 克明	主任	6	○						○
中央3	鎌田地区	高山 美空	主事	1				○			
	松南地区	伊藤 貴浩	主任	4							
	庄内地区	小林 大	主事	2		○					
	田川	瀧川 航平	主任	3							○
河西	島内	中條 陽	主任	4							
	島立	丸山 直紀	主事	0							
	新村	塩原 航	主査	0							
	和田	北澤 圭祐	主事	1							○
	梓川	安藤 ひかり	主事	1							
	波田	小松 一成	主事	1							
西南部	笹賀	矢口 竜也	主事	2							
	神林	丸山 貴大	主事	2							○
	今井	赤羽 絵美	主事	0							
	安曇	羽田 大樹	主査	6							
	奈川	奥原 美鈴	主任	2							○
東南部	芳川	碇 浩平	主事	0							
	寿	丸山 稔雅	主事	1							○
	寿台	小山 高志	主査	4							
	内田	保科 黄	主任	3							
	中山	宇治 樹	主事	2							
	松原地区	阿部 優磨	主事	0							
東山	岡田	田中 貢治	主査	3.5							
	里山辺	市橋 佑磨	主事	0							
	入山辺	齊川 史徳	主任	1							
	本郷	宮下 慶祐	主任	0							
	四賀	浅沼 喜之	主事	1							○

令和7年度 松本市公民館主事会名簿

ブロッサム	公民館名	氏名	役職	通算経験年数	幹事長	副幹事長	県公運協理事	委県資料刊員行	評中信議公運員協	ブロッサム幹事	事務局
中公	中央	小嶋克巳	課長補佐	0							
		上嶋秀俊	係長	16							
		浅井勇太	主査	8							
		合津朋実	主任	9							
		矢嶋美智子	主事	5							
		藤澤智恵美	主事	2							
		寺社下奈央	主事	1							
		今福良夢	主事	1							
		中村香奈	事務員	0							○
		村井瑞規	事務員	0							
		横山宗功	課長補佐	0							
		酒井謙一	主査補	3							
		伊藤雄太	主任	4							
中央1	第一地区	朝倉光貴	主任	5							
	第二地区	栗田幸信	係長	11.5							
	第三地区	高波佐恵	主任	2		○					○
	東部	降旗一博	主査	2							
	城東	小林弘幸	主査	2							
中央2	白板地区	武本健太郎	主事	0							
	城北	村田美鈴	主事	1							○
	安原地区	奥原直弥	主任	7							
	大手	小林泰	主査	4							
中央3	鎌田地区	田中瑞恵	主事	0							
	松南地区	大石健爾	主事	0							
	庄内地区	飯ヶ瀬功	主事	0							
	田川	瀧川航平	主任	4		○					○
河西部	島内	中條陽	主査	5		○					
	島立	丸山直紀	主任	1							
	新村	増澤賢	主事	0							
	和田	北澤圭祐	主事	2							○
	梓川	安藤ひかり	主事	2							
	波田	小松一成	主事	2							○
西南部	笹賀	矢口竜也	主事	3	○						
	神林	羽田大樹	主査	7							
	今井	赤羽絵美	主事	1							○
	安曇	奥原裕樹	主査	6							
	奈川	奥原美鈴	主査補	3							
東南部	芳川	碇浩平	主事	1							
	寿	丸山稜雅	主事	2							
	寿台	小山高志	主査	5							
	内田	保科黄	主任	4							
	中山	宇治樹	主事	3							
	松原地区	阿部優磨	主任	1							○
東山部	岡田	田中貢治	主査	4.5							
	里山辺	市橋佑磨	主事	1							
	入山辺	斎川史徳	主査	2							○
	本郷	宮下慶祐	主査	1							
	四賀	林祥平	主任	0							

## 松本市公民館運営審議会委員名簿

根拠法令等 松本市公民館条例、松本市公民館運営審議会規則  
 活動内容 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

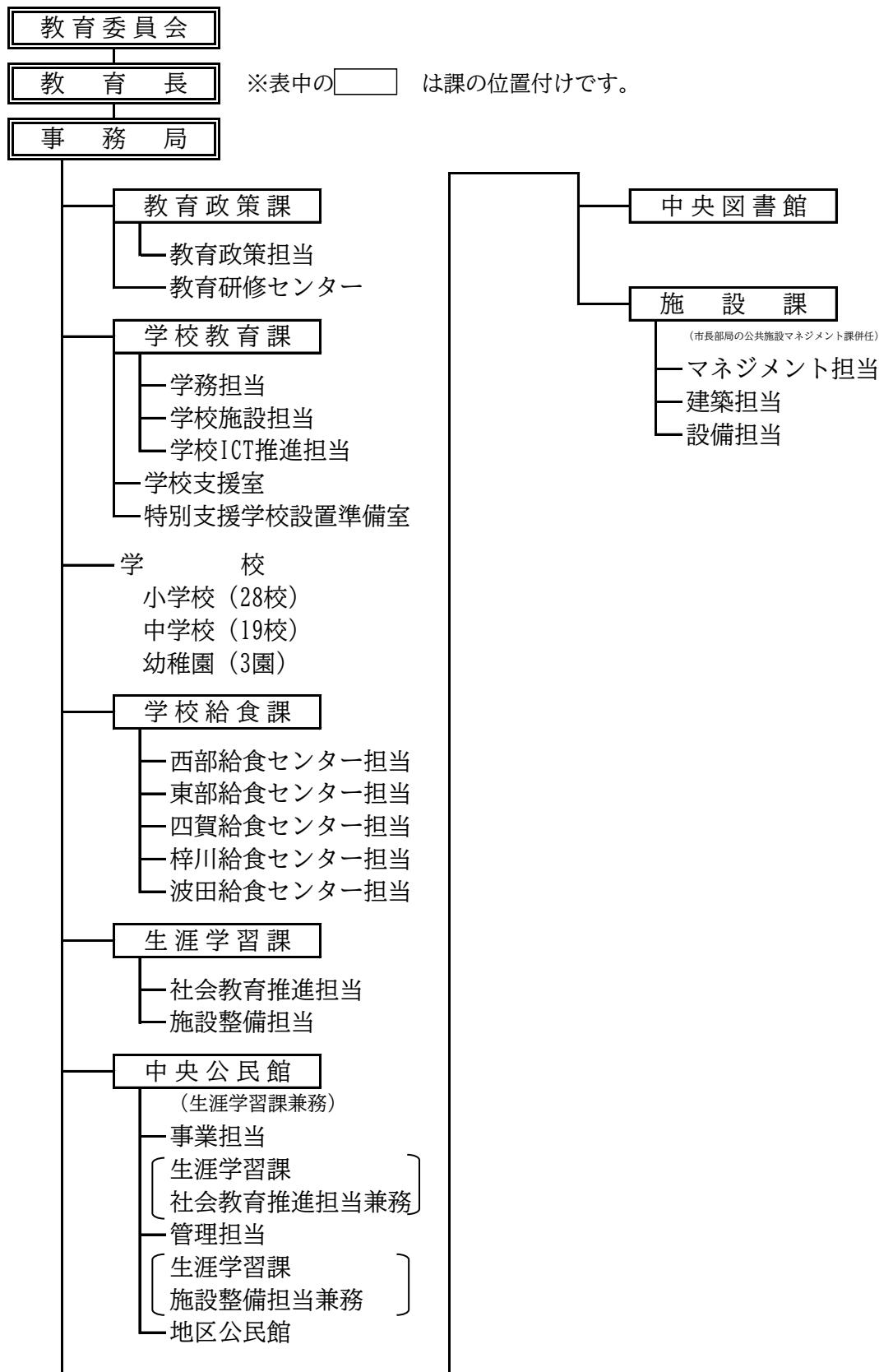
◎委員長 ○副委員長

区分	氏名	所属団体等
学校教育	安藤 隆子	松本市立今井小学校長
	馬場 英晃	松本市立大野川小・中学校長
社会教育	吉川 篤明	長野県専修学校各種学校連絡会松本支部長
	山岡 京子	愛らんど島内 会長
	原 薫	株式会社柳沢林業 代表取締役
	○ 中田 安子	前 第三地区公民館長
	輿 千津子	松本市町内公民館館長会 事務局長
	中島 麻衣	地域づくり考房「ゆめ」
	宮木 慧美	一般社団法人 KOKO 代表理事
	米田 美優	信州大学 人文学部3年、館報全市版委員
	山口 茂	公民館報全市版編集委員長
	渡辺 直子	特定非営利活動法人 SOHO 未来塾
家庭教育	矢野 麻美	松本市PTA連合会 顧問
	高山 未央	ママフェスまつもと
有識者	◎ 大蔵真由美	松本大学 教育学部 准教授
	前田 豊	信州大学 人文学部 准教授
公募者	松山 紘子	公募

(任期2年:令和7年8月1日から令和9年7月31日まで)

事務局	廣田 圭男	松本市生涯学習課・中央公民館 課長（館長）
	上嶋 秀俊	松本市生涯学習課・中央公民館 社会教育推進担当 係長
	浅井 勇太	松本市生涯学習課・中央公民館 社会教育推進担当

教育委員会組織図 (R7年4月1日)



教育政策課
教育研修センター
教育文化センター
学校教育課
学校支援室 美ヶ原少年自然の家 山辺教育支援センター 鎌田教育支援センター 波田教育支援センター 寿教育支援センター オンライン教育支援センター 特別支援学校設置準備室
学校給食課
西部学校給食センター 東部学校給食センター 四賀学校給食センター 梓川学校給食センター 波田学校給食センター
生涯学習課
あがたの森文化会館 同和教育集会所 池上百竹亭 ふれあいパーク乗鞍 奈川文化センター夢の森
中央公民館
地区公民館 第一地区公民館 神林公民館 第二地区公民館 笹賀公民館 第三地区公民館 芳川公民館 東部公民館 寿公民館 城北公民館 寿台公民館 大手公民館 岡田公民館 安原地区公民館 入山辺公民館 城東公民館 里山辺公民館 白板地区公民館 今井公民館 田川公民館 内田公民館 庄内地区公民館 本郷公民館 鎌田地区公民館 松原地区公民館 松南地区公民館 四賀公民館 中山公民館 安曇公民館 島内公民館 奈川公民館 島立公民館 梓川公民館 新村公民館 波田公民館 和田公民館 Mウイング文化センター

中央図書館
図書館分館
南部図書館
あがたの森図書館
鎌田図書館
寿台図書館
本郷図書館
中山文庫
島内図書館
空港図書館
梓川図書館
波田図書館

## 社会教育施設

### 1 松本市あがたの森文化会館

地名を冠した地域の誇り、大正ロマンあふれる木造校舎 市民や同窓生の熱意によって保存された建物は、今多くの市民の学びの場として愛されています。			
位 置	松本市県3丁目1番1号	電 話	32-1812
概 要	<p>あがたの森文化会館は、大正8年に開校した旧松本高等学校校舎の保存と活用のため、昭和54年に開館しました。大正9年から11年にかけて建築された本館と講堂は、昭和25年の松本高等学校廃止後も信州大学の文理学部・人文学部校舎として使用されました。全国的に旧制高等学校の建物が少なくなっている中で、大正時代の木造洋風建築がもっとも良好に保存されているものとされ、学校建築史上貴重な建造物として重要文化財の指定を受けています。</p> <p>現在は、校舎を文化財として保存するとともに、市民の教育文化活動施設として活用しています。(図書館併設)</p>		
沿 革	<p>大正 7年 松本市に高等学校設置決定      大正 8年 4月 松本高等学校設立、同年9月に松本中学校校舎を仮校舎として開校      大正 9年 8月 県町(現在地)に校舎(本館)が落成      大正 11年 9月 講堂が建てられ全校舎落成      昭和 24年 5月 国立新制大学が発足、信州大学文理学部が設置される(松本高等学校は25年3月で廃止)。学部再編後は人文学部校舎となる      昭和 48年 4月 人文学部が旭キャンパスに移り、校舎は閉鎖される      昭和 52年 3月 松本市が建物及び敷地の一部を国から買い取り、文化財としての保存と活用を決め、以後施設の補修等実施      昭和 54年 10月 『あがたの森文化会館』として開館。公民館、図書館を併設      昭和 56年 2月 本館、講堂が長野県宝に指定される      平成 10~13年 講堂 保存修理工事実施      平成 14~17年 本館 保存修理工事実施      平成 19年 6月 本館、講堂が重要文化財に指定される      平成 30~令和 2年 講堂 耐震補強工事実施      令 和 2~5 年 本館 耐震補強工事実施</p>		
文化財の種別	重要文化財	指 定 日	平成 19年 6月 18日
名 称	旧松本高等学校本館・講堂	構 造	木造 2階建て
建物延面積	3,611.11 m <sup>2</sup>	開 館	昭和 54年 10月 1日
休 館 日	毎週月曜日、12月29日～翌1月3日、日曜日以外の祝日(月曜日が祝日及び振替休日の場合は月・火曜休館)		

#### (1) 施設内容

区 分	部 屋 数	収容人員(人)	面 積 (m <sup>2</sup> )	備 考
ホ 一 ル	1	300	331	
大 会 議 室	4	60~90	454	
中 会 議 室	8	30~45	526	
小 会 議 室	5	15~25	181	

## (2) 使用料及び冷暖房料

(単位：円)

区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日	上段：冷房料 下段：暖房料 ( 1 回 )
	9:00～12:30	13:00～17:00	17:30～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	
ホール	1,780	3,140	4,400	4,670	7,160	8,380	3,240 1,780
大会議室	830	1,040	1,250	1,770	2,170	2,800	1,460 830
中会議室	730	940	1,150	1,580	1,980	2,530	1,460 830
小会議室	520	620	730	1,080	1,280	1,680	— 410

※ 冷暖房の1回とは午前、午後、夜間をそれぞれ単位とする

※ 企業等が入場料等を徴収しないで使用する場合は200／100に相当する額、入場料等を徴収して使用する場合は250／100に相当する額とする

## (3) 利用実績

※ 令和4・5年度は耐震補強工事に伴い、本館北棟と南棟一部に貸館の制限あり。また、令和5年度は講堂外壁塗装改修工事に伴い、8月～2月に講堂の貸館を制限。

年 度	利用者総数 (人)	利用総件数 (件)	減免団体利用件数 (減免団体数) (件)	使 用 料 (円)
R4	29,237	3,309	2,809 (218)	2,809,600
R5	29,237	3,335	2,741 (227)	2,540,730
R6	38,865	4,477	3,666 (159)	3,636,490

## 2 池上百竹亭

呉服商・池上喜作が多くの文化人と交流を深めたゆかりの旧邸。茶道、華道等の生涯学習活動や観光施設としてご活用いただけます。

位 置	松本市丸の内10番31号	電 話	32-0141
概 要	故池上喜作氏の遺族から建物の寄贈を受けて、住居、茶室、庭園等を整備し、市民に広く施設の提供を行うことにより、教育文化活動の振興を図っています。 また、松本城近傍の立地条件を活かし、観光施設としての活用に向け検討を進めています。		
開館時間	午前9時～午後9時	敷地面積	1,038.74 m <sup>2</sup>
施設面積 (建物)	居 宅 122.60 m <sup>2</sup> 茶 室 16.52 m <sup>2</sup>	施設面積 (庭園)	茶 庭 約 95.75 m <sup>2</sup> 日本庭園 約 216.00 m <sup>2</sup>
休 館 日	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、当該日以外の休日に当たらない最初の日）、12月29日～翌1月3日		
管理運営	指定管理者制度を導入 平成19年 (社)松本地域シルバー人材センターを指定管理者として管理委託 平成23～28年 (一社)梓川ふるさと振興公社を指定管理者として管理委託 平成29年～ (公社)松本地域シルバー人材センターを指定管理者として管理委託直営 令和7年～ 生涯学習施設以外の幅広い活用に向けた検討を進めるため、暫定的に直営による施設管理を実施		

### (1) 使用料及び器具使用料

(単位：円)

使用区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
上座敷	500	700	900	1,100	1,400	1,800
下座敷	500	700	900	1,100	1,400	1,800
中の間	500	700	900	1,100	1,400	1,800
茶室	3,240	3,240	3,240	6,180	6,180	8,900
ストーブ	1台1回 410円					

※入場料等を徴収して使用するなど、営利を目的としたご利用の場合

区 分	入場料徴収	営業目的	割増率
上座敷・下座敷 中の間・茶室	×	○	200/100
	○	×	200/100
	○	○	250/100

### (2) 利用実績

年度	開館日 (日)	利用日 (日)	利 用 内 訳 (件)				使 用 料 (円)
			公的団体等	文化団体	そ の 他	総 数	
R4	313	204	9	137	109	255	289,240
R5	309	220	26	149	100	275	214,320
R6	309	233	22	135	96	253	151,720

### 3 ふれあいパーク乗鞍

様々な学習活動に対応した「ふれあいパーク乗鞍」は、周辺の豊かな自然を活用した幅広い学習にご利用いただけます。

位 置	松本市安曇4855番地100	電 話	93-1122
概 要	旧安曇村時代に一般廃棄物最終処分場を当地に建設するにあたり、その影響を少しでも緩和し、地域のコミュニティ形成の一助とする目的で建設されました。		
構 造	鉄骨造平屋建	敷地面積	11,997 m <sup>2</sup>
施設面積	979.15 m <sup>2</sup>	建設費	318,627 千円
施設内容	多目的ホール、カルチャー教室、調理室、和室、事務室、団らんホール、屋根付広場、自転車置場、駐車場		
竣 工	平成15年3月31日	開 館	平成15年4月1日
開館時間	午前9時～午後9時	休 館 日	12月29日～翌1月3日
管理運営	・平成20年度から指定管理者制度を導入 ・指定管理者 ふれあいパーク乗鞍管理委員会		

#### (1) 使用料及び器具使用料

区分		単位	金額(円)
施設	多目的ホール	1日1回	1,020
	カルチャー教室		1,020
	畳室		1,020
	調理室		1,020
	全館		5,140
器具	陶芸窯	1回	3,080
	土練機		1,020
	プロジェクター		1,020
	音響機器（一式）		1,020
	そば打ち道具（一式）		1,020

#### (2) 利用実績

年 度	利用件数(件)			利用者数(人)			使用料(円)
	有料	無料	総数	有料	無料	総数	
R4	8	147	155	141	1,677	1,818	22,950
R5	14	203	217	172	2,596	2,768	18,720
R6	13	241	254	168	2,563	2,731	22,880

#### 4 奈川文化センター夢の森

奈川地区の拠点として、また都市農村交流による活性化促進施設として設置された本施設は、コンベンションホールを活用した芸術・文化活動をはじめ、様々な学習活動にご利用いただけます。

位 置	松本市奈川3301番地	電 話	79-2121
概 要	旧奈川村時代に、村の活力低下や山村課題の解決のため、村の風土・文化にふさわしい価値観や自然を最大限に活かした、都会にはないゆとりとふれあいの里を創造していく目的で建設されました。		
構 造	鉄筋コンクリート造3階建	敷地面積	17,456 m <sup>2</sup>
施設面積	2,448.61 m <sup>2</sup>	建設費	1,199,300千円
施設内容	コンベンションホール、会議室、調理室・図書室、和室、事務室、視聴覚室、茶室、駐車場		
竣 工	平成6年6月	開 館	平成6年7月14日
開館時間	午前9時～午後9時	休 館 日	12月29日～翌1月3日、祝日

#### (1) 使用料

(単位：円)

区分	9:00～17:00 (1時間につき)	17:00～21:00 (1時間につき)	全日
コンベンションホール	3,300	3,840	33,000
1階ホール	220	320	2,200
2階ホール	220	320	2,200
会議室	220	320	3,300
視聴覚室	540	760	7,700
実習室	440	660	5,500
研修室	440	660	5,500
和室	440	660	5,500
全館	5,500	7,700	55,000

※ 冷房又は暖房を使用するときは、当該区分の定める額の130/100に相当する額

#### (2) 利用実績

年 度	利用件数(件)			利用者数(人)			使用料(円)
	有料	無料	総数	有料	無料	総数	
R4	7	404	411	70	3,402	3,472	2,200
R5	6	681	687	60	3,719	3,779	2,640
R6	3	844	847	30	3,879	3,909	1,540

公民館施設一覧

名 称	位 置	沿 革	公民館 床面積 (m <sup>2</sup> )
中央公民館	中央1丁目18番1号 (32-1132)	大正6年10月 松本市公会堂として建築 昭和22年4月 松本市公民館として発足 昭和23年10月 松本市第1公民館と呼称 昭和27年6月 松本市公民館と呼称 昭和34年4月 松本市中央公民館と呼称 昭和40年5月 解体のため仮事務所へ移転 昭和41年7月 厚生文化会館へ移転 昭和60年4月 厚生文化会館の廃止に伴い独立館として発足 平成11年4月 中央西開発ビル公益施設内へ移転、新たに女性センターを設置、働く婦人の家を付属施設とし、勤労青少年ホーム業務を労政課から移管 ※勤労青少年ホーム 松本市芳野4-1 ※働く婦人の家 松本市中央4-7-28 平成12年4月 女性センター、働く婦人の家を男女共生課へ移管	5,381.55
第一地区公民館	中央1丁目18番1号 (2-1550)	平成22年4月 Mウイング内に地区公民館(事務室のみ)として発足	104.39
第二地区公民館	本庄2丁目3番23号 (39-3601)	平成10年4月 地区公民館として発足	706.86
第三地区公民館	中央4丁目7番28号 (36-7040)	昭和54年10月 中央公民館分館(あがたの森公民館)として発足 平成20年4月 地区公民館として発足	445.97
東部公民館	女鳥羽2丁目1番25号 (36-8565)	平成9年4月 地区公民館として発足	632.72
城北公民館	開智2丁目3番39号 (38-0120)	平成12年4月 同上	700.04
大手公民館	大手3丁目8番1号 (39-5711)	平成14年7月 同上	603.27
安原地区公民館	旭2丁目11番13号 (39-0701)	平成13年1月 同上	660.58
城東公民館	元町3丁目7番1号 (34-0191)	平成11年4月 同上	725.13
白板地区公民館	城西1丁目6番17-3号 (35-7740)	昭和57年6月 同上 平成27年4月 移転、北部から白板地区へ名称変更	696.73
田川公民館	渚3丁目2番7号 (27-3840)	平成13年4月 地区公民館として発足	670.45
庄内地区公民館	出川1丁目5番9号 (24-1811)	平成18年4月 同上	1,003.64
鎌田地区公民館	両島5番50号 (26-0206)	昭和59年6月 同上 平成27年4月 西部から鎌田地区へ名称変更	797.31
松南地区公民館	芳野4番1号 (26-1083)	昭和62年4月 地区公民館として発足 平成26年4月 南部から松南地区へ名称変更	2,060.24

併設施設	改修状況等			エレベーター設置状況	備考
	構造	竣工年度	改修年度		
松本市ジェンダー平等センター 中央保健センター 体育館 第一地区福祉ひろば 第一地区公民館	S 地上7F地下1F	平成 10年度		平成 10年度	Mウイング(官民共有施設)内に設置
福祉ひろば	RC 2F	平成 9年度		平成 9年度	
福祉ひろば	S 2F	平成 19年度		平成 19年度	
デイサービスセンター 福祉ひろば	S 2F	平成 8年度		平成 8年度	
福祉ひろば	RC 2F	平成 11年度		平成 23年度	
同上	RC 2F	平成 14年度		平成 14年度	
同上	RC 2F	平成 12年度		平成 12年度	
北部地域包括支援センター 北部ヘルパーステーション 北部保健センター	RC 3F	平成 10年度		平成 10年度	ふくふくらいうず内に設置
	RC 2F	平成 26年度		平成 26年度	
	RC 2F	平成 12年度		平成 12年度	
体育館 屋内プール トレーニングルーム	RC 地上4F地下2F	平成 17年度		平成 17年度	ゆめひろば庄内内に設置
図書館 体育館 福祉ひろば 児童センター	RC 2F	昭和 59年度	平成 26年度	平成 26年度	
青少年ホーム 図書館 体育館	RC 3F	平成 元年度	令和 5年度	平成 元年度	なんなんひろば内に設置

名 称	位 置	沿 革	公民館 床面積 (m <sup>2</sup> )
島 内 公 民 館	大字島内 4970 番地 1 (0263-47-0264)	昭和 29 年 4 月 合併によって分館として発足 昭和 34 年 4 月 地区公民館として発足	1,115.22
中 山 公 民 館	大字中山 3746 番地 1 (0263-58-5822)	同上	742.67
島 立 公 民 館	大字島立 3298 番地 2 (0263-47-2049)	同上	714.62
新 村 公 民 館	大字新村 2179 番地 7 (0263-48-0375)	同上	523.42
和 田 公 民 館	大字和田 2240 番地 31 (0263-48-5445)	同上	590.13
神 林 公 民 館	大字神林 1557 番地 1 (0263-58-2039)	同上	662.00
笹 賀 公 民 館	大字 笹賀 2929 番地 (0263-58-2046)	同上	1,321.97
芳 川 公 民 館	野溝東 2 丁目 10 番 1 号 (0263-58-2034)	同上	960.06
寿 公 民 館	大字寿豊丘 424 番地 (0263-58-2038)	同上	709.81
寿 台 公 民 館	大字寿豊丘 649 番地 1 (0263-58-6561)	昭和 51 年 9 月 地区公民館として発足	702.82
松 原 地 区 公 民 館	松原 39 番地 1 (0263-57-2322)	平成 22 年 4 月 同上	481.05
岡 田 公 民 館	大字岡田町 517 番地 1 (0263-46-2313)	昭和 29 年 8 月 合併によって分館として発足 昭和 34 年 4 月 地区公民館として発足	717.10
入 山 辺 公 民 館	大字入山辺 1509 番地 1 (0263-32-1389)	同上	912.90
里 山 边 公 民 館	大字里山辺 2943 番地 1 (0263-32-1077)	昭和 29 年 8 月 昭和 34 年 4 月 同上 令和 4 年 4 月 教育文化センター内から移転	1,107.37
今 井 公 民 館	大字今井 2231 番地 1 (0263-59-2001)	同上	1,121.72
内 田 公 民 館	大字内田 2203 番地 1 (0263-58-2494)	昭和 35 年 4 月 合併によって地区公民館として発足	504.98
本 郷 公 民 館	浅間温泉 2 丁目 9 番 1 号 (0263-46-1500)	昭和 49 年 5 月 同上	1,083.73
四 賀 公 民 館	会田 1001 番地 1 (0263-64-3112)	平成 17 年 4 月 同上	
安 曇 公 民 館	安曇 2741 番地の 1 (0263-94-2301)	同上	774.86
奈 川 公 民 館	奈川 3301 番地 (0263-79-2121)	令和 7 年 2 月 奈川文化センター夢の森内に 移転	
梓 川 公 民 館	梓川梓 2285 番地 1 (0263-78-3000)	同上	1,432.00
波 田 公 民 館	波田 4417 番地 1 (0263-92-2268)	平成 22 年 3 月 同上 平成 29 年 7 月 波田支所内に移転	1,413.54

併設施設は敷地内の施設を掲載 参考 —公民館設置基準面積—

1,200世帯まで 450 m<sup>2</sup> (床面積) 1,200~5,000世帯まで 660 m<sup>2</sup> (床面積)  
5,000世帯以上 900 m<sup>2</sup> (床面積) ※出張所管内は出張所面積分 50 m<sup>2</sup>増

併設施設	改修状況等			エレベーター設置状況	備考
	構造	竣工年度	改修年度		
出張所 図書館 福祉ひろば 河西部地域包括支援センター デイサービスセンター	RC一部S 1F	平成 9年度			
出張所 福祉ひろば	RC 2F	平成 13年度		平成 13年度	
出張所 体育館	RC 2F	昭和 63年度		平成 21年度	
出張所 福祉ひろば	RC 2F	平成 8年度		平成 25年度	
出張所 福祉ひろば	RC 2F	昭和 62年度	平成 30年度	平成 30年度	
出張所 福祉ひろば 体育館 農村広場	RC 2F	昭和 57年度	平成 24年度	平成 24年度	
出張所 福祉ひろば	RC 2F	昭和 61年度	平成 29年度	平成 20年度	農村環境改善 センター
出張所 福祉ひろば デイサー ビスセンター 体育館 南部屋 内庭球場	RC 2F	平成 4年度		平成 18年度	
出張所 福祉ひろば 体育館	RC 2F	昭和 62年度		平成 22年度	
図書館	RC 2F	平成 2年度		平成 24年度	
福祉ひろば	S 1F	平成 21年度			
出張所 福祉ひろば 体育館	RC 2F	平成 元年度		平成 17年度	
出張所	RC 2F	昭和 54年度	平成 16年度	平成 16年度	
出張所 福祉ひろば	RC 2F	令和 4年度		令和 4年度	
出張所 福祉ひろば 体育館	RC 2F	昭和 59年度	平成 27年度	平成 19年度	農村環境改善 センター
出張所 福祉ひろば	RC 2F	昭和 61年度	平成 28年度	平成 28年度	
支所 図書館	RC 2F	平成 5年度		平成 16年度	
保健福祉センター	RC 3F	平成 14年度		平成 14年度	支所内に事務 室のみ設置
	RC 2F	昭和 53年度	平成 20年度	平成 20年度	基幹集落セン ター
	RC 3F	平成 6年度		平成 6年度	
	RC 2F	昭和 50年度	平成 22年度	平成 22年度	
	SRC 2F	昭和 50年度		平成 9年度	

## 利用状況並びに活動状況

### (1) 中央公民館の利用状況

年 度	総 数		公 民 館		M ウイング文化センター	
	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)
R4	4,378	103,338	3,991	96,825	387	6,513
R5	4,818	112,538	4,304	101,037	514	11,501
R6	4,865	157,108	4,349	147,672	516	9,436

### (2) 中央公民館の活動状況

年度	学級・講座・講演会・展示会等							芸術文化
	健康福祉 スポーツ	環境問題	子ども・青少年 教 育	人権平和 男女共同参画	地域づくり まちづくり	趣味・教養	地域文化	芸術文化祭
R4	事業 2	—	—	7	3	—	3	1
	人 183	—	—	1,679	213	—	146	16,532
R5	事業 2	—	1	7	3	—	1	1
	人 192	—	360	1,811	135	—	130	22,264
R6	事業 2	—	1	7	2	—	1	1
	人 58	—	398	2,694	75	—	137	23,662

### (3) 地区公民館活動状況の変移

年度	利用件数 (件)					利用人数 (人)		
	利用総件数	公民館活動以外の利用				公民館活動利用人数		
		件数 (貸館分)				学級・講座		
		総数	有料	無料	成人	女性	高齢者	
	①+②	①=A+B	A	B	②	C	D	E
R4	46,681	41,355	536	40,819	5,326	13,794	805	3,259
R5	50,410	44,444	555	43,889	5,966	18,829	958	3,826
R6	54,975	47,977	574	47,403	6,998	15,502	839	3,234

芸術文化活動		各種集会・研修会等				参加合計
お城盆踊り	公民館活動発表	課題別集会 まちづくり集会	公民館研究集会	町内公民館関係	団体育成関係	
1	1	78	1	27	—	121
300	597	1,540	430	253	—	21,873
1	1	79	1	20	—	117
1,351	1,249	2,246	470	386	—	23,851
1	1	88	1	20	—	125
963	822	2,156	330	289	—	31,584

利用人数（人）									
公民館活動利用人数							公民館活動以外の利用人数 (貸館分)	利用総数	
学級・講座			諸集会・会議等						
家庭教育	青少年	その他	体育	文化	その他	③C～K	④	③+④	
F	G	H	I	J	K	③C～K	④	③+④	
2,082	5,661	5,690	10,252	21,731	21,551	84,825	368,608	453,433	
3,150	6,393	5,908	11,504	21,789	30,941	103,298	435,391	538,689	
3,312	10,631	11,842	12,630	23,995	34,356	116,341	452,321	568,662	

## (4) 令和6年度 地区公民館活動状況

公民館名	利 用 件 数(件)					利 用 人 数(人)		
	利 用 総 件 数	公民館活動以外の利用件数 (貸館分)			公民館活動 の利用件数	公民館活動利用人数		
		総 数	有 料	無 料		学 級・講 座		
		①+②	①=A+B	A	B	②	C	D
第一地区公民館	52	0	0	0	52	371	15	0
第二地区公民館	1,466	1,300	37	1,263	166	1,092	0	237
第三地区公民館	6,049	5,145	85	5,060	904	983	0	403
東部公民館	1,534	1,481	5	1,476	53	1,166	0	0
城北公民館	1,611	1,457	1	1,456	154	0	0	0
大手公民館	1,650	1,541	4	1,537	109	560	0	0
安原地区公民館	1,829	1,523	110	1,413	306	846	0	0
城東公民館	2,780	2,723	0	2,723	57	107	0	0
白板地区公民館	1,349	1,289	4	1,285	60	609	20	0
田川公民館	1,689	1,418	2	1,416	271	768	0	0
庄内地区公民館	2,702	2,468	16	2,452	234	144	0	0
鎌田地区公民館	2,621	2,526	34	2,492	95	1,770	0	0
松南地区公民館	4,523	4,055	115	3,940	468	0	0	0
島内公民館	1,923	1,791	0	1,791	132	544	0	101
中山公民館	726	577	3	574	149	647	587	880
島立公民館	1,100	1,000	33	967	100	0	0	142
新村公民館	642	534	1	533	90	140	18	36
和田公民館	423	372	4	368	51	743	50	0
神林公民館	647	601	0	601	46	0	0	15
笛賀公民館	1,860	1,720	4	1,716	140	1,723	0	0
芳川公民館	1,768	1,422	35	1,387	346	0	0	504
寿公民館	747	682	14	668	65	0	0	0
寿台公民館	1,452	1,376	2	1,374	76	278	0	0
松原地区公民館	1,948	1,824	0	1,824	124	135	0	30
岡田公民館	667	606	0	606	61	206	0	0
入山辺公民館	951	861	2	859	90	142	0	0
里山辺公民館	1,007	996	0	996	11	95	0	0
今井公民館	636	529	2	527	107	53	0	53
内田公民館	457	418	1	417	39	25	0	45
本郷公民館	2,823	2,780	23	2,757	43	122	0	0
四賀公民館	46	0	0	0	46	552	0	72
安曇公民館	181	119	0	119	62	481	0	0
奈川公民館	847	228	3	225	619	768	149	0
梓川公民館	2,185	2,038	26	2,012	147	165	0	513
波田公民館	2,102	577	8	569	1,525	267	0	203
合 計	54,975	47,977	574	47,403	6,998	15,502	839	3,234

利 用 人 数 (人)								
公民館活動利用人数								
学 級・講 座			諸集会・会議等			公民館活動の利用人数	公民館活動以外の利用人数(貸館分)	利用総数
家庭教育	青少年	その他	体 育	文 化	その他の			
F	G	H	I	J	K	③C~K	④	③+④
0	148	0	0	0	85	619	0	619
0	0	0	104	704	498	2,635	10,516	13,060
47	2,509	0	39	2,256	1,065	7,302	41,198	48,500
0	351	0	93	175	0	1,785	10,229	12,014
0	0	489	0	0	2,489	2,978	13,262	16,240
56	110	66	50	85	634	1,561	14,925	16,486
0	0	0	780	545	1,839	4,010	12,287	16,297
92	223	0	6	34	359	821	20,299	21,120
0	65	0	0	79	442	1,215	10,131	11,346
0	333	0	1,334	674	1,348	4,457	12,686	17,143
278	785	526	0	1,564	589	3,886	23,021	26,907
0	835	0	48	0	36	2,689	23,800	26,489
30	7	309	71	0	4,023	4,440	40,364	44,804
940	176	684	240	7,800	622	11,107	19,020	30,127
0	358	60	100	25	135	2,792	3,782	6,574
105	145	16	653	445	769	2,275	9,306	11,581
0	122	0	217	983	635	2,151	5,660	7,811
0	364	0	145	160	0	1,462	4,712	6,174
0	0	53	165	54	401	688	6,990	7,678
777	300	0	58	117	87	3,062	20,565	23,627
680	161	22	542	253	2,633	4,795	13,575	18,370
0	0	86	0	209	1,764	2,059	6,154	8,213
0	54	14	171	94	73	684	9,418	10,102
0	825	2	108	491	168	1,759	13,951	15,710
116	58	0	38	382	2,309	3,109	6,143	9,252
0	295	0	552	512	604	2,105	11,441	13,546
0	38	0	270	78	276	757	13,730	14,487
0	210	223	158	241	986	1,924	6,714	8,638
18	93	66	172	657	138	1,214	3,948	5,162
0	63	1,095	99	81	249	1,709	22,344	24,053
0	448	4,308	204	291	5,500	11,375	0	11,375
0	96	0	5	46	82	710	1,296	2,006
0	615	0	16	31	27	1,606	2,303	3,909
37	46	790	0	108	158	1,817	27,325	29,142
136	798	3,033	6,192	4,821	3,333	18,783	11,317	30,100
3,312	10,631	11,842	12,630	23,995	34,356	116,341	452,321	568,662

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
S21		
22	4 松本公会堂を松本市公民館と改称 8 第1回お城盆踊り開催	1 社会教育課新設 1 寺中作雄「公民教育の振興と公民館の発想」☆ 7 文部次官通牒「公民館の設置・運営について」 (寺中構想) ☆ 9 県依命通牒「町村公民館の設置並びに運営について」*
23	2 CIE読書室が図書館から松本市公民館へ移る 10 松本市公民館を第1公民館と呼称、第2公民館を大名町に開館(30年12月焼失)	11 「日本国憲法」公布☆ 11 松筑公民館設置 3 教育基本法公布☆ 9 市立図書館にアメリカ民間読書室(CIE)設置 6 社会教育法制定☆ 11 社会教育課を廃止し文教課を設置
24	1 松本市ナトコ運営協議会設置 11 松本市公民館使用条例を廃止し松本市公民館条例制定 12 松本市公民館運営審議会発足	
25	7 第1回成人学校を開設(この地方では初めて、全国では川崎市に次いで2番目)	3 長野県公民館運営協議会結成*
26		6 再び社会教育課設置
27	5 松本市視聴覚教育協議会発足 6 松本市第1公民館を松本市公民館と改称 11 芳川村公民館で第1回婦人学級開催 11 松本市において第1回長野県公民館大会開催	6 中央教育審議会設置☆ 7 社会教育主事講習職員1名派遣 11 教育委員会発足 11 社会教育課に公民館係設置 8 青年学級振興法制定☆
28		4 島内・中山・島立が松本市と合併
29	4~8 合併により旧村役場は出張所に、役場内に併設の公民館は分館として位置付けられる	8 新村・和田・神林・笹賀・芳川・寿・岡田・入山辺・里山辺・今井が松本市と合併
30	6 神林地区青年、演劇サークル「あざみ会」結成 8 中央公民館に専任の館長おられる	
32	4 入山辺図書館の分室16か所に設置される	
34	— 町内公民館の建設費助成を開始 3 松本市公民館報創刊 4 松本市公民館を松本市中央公民館と改称、各分館は地区公民館として位置づけられ再発足	4 社会教育法一部改正☆ 5 松本市役所庁舎完成
35	4 松本市公民館条例施行規則制定 3 公民館報(全市版)発刊 4 松本市公民館関係者研修会開催(町内公民館活動について話し合われる) 4 各町内公民館に平均5,000円を配布 4 内田公民館発足 11 市民芸術祭として第1回芸術文化祭開催 — 第1回松本市公民館大会開催(38年まで) — 神林地区が県の同和教育モデル地区に指定	12 文部省「公民館の設置及び運営に関する基準」☆ 4 内田が松本市と合併 — 教育委員会で『松本市における市街地の現況~社会教育調査資料』を発刊
36	3 神林公民館報「かんばやし」で同和教育特集号掲載 4 中央公民館(事業機関)、社会教育課(条件整備)の範囲明確化	9 長野県公民館研究集会開催*
37	9 第1回「松本市婦人のつどい」開催	
38	4 松本市公民館長会規約を定める	3 新産業都市構想
39	4 松本市公民館使用条例、松本市公民館条例、同施行規則を廃止、新たに松本市公民館条例・同施行規則制定 4 公民館委員が制度化される(任意設置) 9 社会教育課で第1回地区公民館巡回懇談会開催、『地区公民館の現状報告』をまとめる — 松本市町内公民館建設補助金交付要綱が制定 — 家庭教育学級が各公民館はじまる	4 出張所縮小と職員の引き上げ — 文部省の家庭教育学級補助制度はじまる☆
40		
41	7 厚生文化会館落成、中央公民館は厚生文化会館に移転 5 松本市婦人会「21世紀松本諏訪地方未来像シンポジウム」を開催	4 松本市で社会教育委員制度発足 — ユネスコで学習宣言、ポールラングランが「生涯教育」を提唱★ — 市青連芸術文化祭はじまる 9 全国公民館連合会「公民館のあるべき姿と今日的指標」☆
43	4 町内公民館学級振興業務委託内規制定(2,000円・58館) 11 寿地区一周駅伝大会はじまる	
44	3 中央公民館で『成人学校のあゆみ』発刊	7 同和対策事業特別措置法公布☆
45	3 公運審「松本市公民館運営に関する諮問」	4 社教審答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」☆
	6 公運審「松本市公民館運営に関する諮問」の答申	12 同和対策審議会答申「松本市における同和対策はいかにあるべきか」
46	4 主事研修会が月2回の定例化	4 松本市第一次基本計画策定(市内を8つの行政ブロックに分け各1館のコミュニティセンターを設置する構想)
	5 全市事業の情報紙「公民館ニュース」創刊 — 公運審へ「都市化に対応する公民館のあり」諮問	
47	8 地区公民館主事連名で主事の専任化について陳情 1 同和教育市民テキスト第1集刊行	7 ユネスコ第3回世界成人教育会議が東京で開催☆

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
47	4 公民館主事が専任化される 4 同和教育学級講座（県費補助）始まる 8 公運審答申「都市化に対応する公民館のあり方」 11 中央公民館「ろうあ者成人学校」はじまる — 今井公民館報で地域課題特集はじまる	
48	4 新任主事研修会はじまる 12 公民館主事会で「松本市公民館実態白書」刊行 — 芳川公民館で保育付母親学級がはじまる	5 松本市勤労青少年ホームオープン 12 松本市生活簡素化実行委員会結成
49	6 松本市公民館制度研究委員会発足（館長会・補佐会各3名、主事会4名、社会教育課5名） 8 主事会新聞発刊 12 制度研究委員会第1年次報告「公民館充実をめざして」（配置・器具器材・職員態勢主事）	4 社教審建議「在学青少年に対する社会教育のあり方」☆ 4 社会教育課に同和教育係設置 5 本郷村が松本市と合併
50	2 主事会で教育長に勤務体制・専門職制の確立を要求 7 社会教育主事講習受講機会拡大（2名） 8 『松本の住民運動と住民の学習』発刊 11 公民館主事のつくった学習資料「市民のくらしーその実態」発刊	1 社会教育委員会答申「公民館の条件整備のすすめ方について」 — 国連婦人10年（～60年）☆
51	3 制度研究委員会第2年次報告「公民館充実をめざして」（職員態勢館長・制度改善・町内公民館活動） 3 「町内公民館活動のてびき」発刊	3 第二次基本計画（コミュニティセンター構想を再検討）
52	5 教育委員会組織規則改正、公民館主事（社会教育主事有資格者）が専門職として位置づけ 9 寿台公民館開館、芳川公民館・出張所移転 3 制度研究委員会第3年次報告「公民館充実をめざして」（施設、町内公民館）	4 内田地区の「ささら踊り」を松本市の重要無形文化財第1号に指定 9 部落解放都市宣言
53	3 松本市婦人国内研修はじまる 10 公運審諮詢「公民館事業実施にかかる経費等について」 11 公運審答申「公民館事業実施にかかる経費等について」	
54	4 町内公民館振興業務委託料、1町会10,000円となる 4 公民館主事に調整給支給される 12 主事宿泊研修が県外研修となる 2 公民館報全市版 100号記念（この号のみ8ページ） 3 第1回公民館学級終了生作品展開催 4 町内公民館振興業務委託料傾斜配分（平均15,000円、最高30,000円） 7 松本市町内公民館館長会発足（9月に第1回研修会を開催） 10 あがたの森文化会館内にあがたの森公民館開館	5 文部省「生涯教育の実施状況等に関する実態調査」を発表☆ 6 中教審答申「地域社会と文化について」☆
55	3 「松本市芸術文化祭20年の歩み」刊行 4 館報ことぶき縮刷版刊行 5 入山辺公民館改築（社会教育課による地区公民館の整備事業開始） 7 和田出張所内に公民館図書室開設	4 神奈川県茅ヶ崎市で市民の手でつくったはじめての公民館が開館☆
56	2 あがたの森（旧制高等学校校舎）が県宝に指定 5 芝沢公民館開館（新村・和田の両公民館が分館となる） 11 松本市公民館大会が開催直前で中止 11 山辺歴史研究会『山辺の民話』発刊	3 第三次基本計画（コミュニティセンター構想を廃止、現施設の拡充と市街地東西南北に公民館設置となる=22館構想） 6 中教審答申「生涯教育について」☆
57	3 島内公民館改築 4 公民館条例施行規則公民館委員に文化委員が新設 4 町内公民館振興業務委託料、1町会あたり30,000円の一律配分 6 北部公民館開館	5 県、生涯教育の推進構想* — 松本にカルチャーセンター（松本中日文化センター）オープン
58	2 公民館委員が条例施行規則上必置となる 4 町内公民館振興業務委託料、1町会あたり27,000円 5 神林公民館改築	1 本郷村誌刊行 11 教育文化センター開館
59	11 里山辺公民館が教育文化センター内に併設される 3 館報よしかわ縮刷版刊行 4 町内公民館振興業務委託料、1町会あたり26,000円 6 西部公民館開館、旧市唯一の陶芸窯設置 — 新村公民館高齢者学級記録「新村のくらし（前編・続編）」が完成	5 松本女性史の会『賈春許すまじ』発刊 8 臨時教育審議会設置☆ 11 今井農村改善センター開館
60	1 公民館制度見直し委員会発足 3 館報しまだち縮刷版刊行 3 『松本市の公民館制度充実をめざして』（制度研究委員会報告）発刊 4 厚生文化会館を廃止し、中央公民館に一元化 4 今井公民館・出張所移転 6 町内公民館振興業務委託料、1町会あたり25,000円	3 ユネスコ「学習権宣言」☆ 4 新村多目的研修センター開館 6 臨教審「教育改革に関する第1次答申」☆ 10 「松本市青年団運動史」発刊 10 音楽文化ホール開館

# 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
61	3 第1回松本市公民館研究集会開催 4 笹賀公民館新設開館  4 中山公民館改築  4 モデル町内公民館指定事業始まる 4 松本市公民館条例の一部改正「公民館使用料の改定及び運用の全館統一」 4 松本市教育委員会組織規則の一部改正「中央公民館連絡調整機能の明確化」 7 中央公民館図書室兼保育室新設、事務室が2階へ移転 8 岡田公民館「おかだ夏まつり」はじまる 4 内田公民館改築 4 南部公民館開館（勤労青少年ホーム内に設置）  10 松本市公民館及びあがたの森文化会館利用に関する内規、松本市公民館使用料の還付に関する内規制定	3 松本市婦人国内計画策定 4 松本市第四次基本計画策定（市民生涯学習の推進・男女平等教育の推進、婦人の生涯学習の充実） 4 臨教審答申「教育改革に関する第2次答申」提出、生涯学習体系化を強調☆
62	  10 松本市公民館及びあがたの森文化会館利用に関する内規、松本市公民館使用料の還付に関する内規制定	3 「長野県公民館活動史」発刊* 3 「地域改善対策特別措置法（地対法）」が「地対財特法」へ移行☆ 8 臨教審「教育改革に関する最終答申」☆
63	1 笹賀公民館戦時中生活体験記録集『平和の祈り』発刊 1 公民館運営審議会諮詢「①中央公民館の施設整備について、②公民館休館日の設定について」 4 寿公民館改築 4 里山辺および入山辺公民館で「信濃の明日香松本山辺の里お花見歩け大会」はじまる 5 公運審答申「中央公民館の施設整備について」 5 北部公民館利用者団体連絡協議会「北友会」発足 5 和田公民館改築 10 主事会有志で生涯学習について自主研修をはじめる 12 公民館活動推進功労者感謝状贈呈（同内規制定）	4 文部省「生涯学習モデル市町村事業」開始 7 文部省に生涯学習局新設☆  一 県「生涯学習のまちづくり推進事業」はじまる*
H1	4 島立公民館改築 4 ふるさとづくりモデル事業始まる 9 公民館主事会で「生涯学習研究小委員会」発足  11 松本市芸術文化祭30周年特別企画展開催 3 中山公民館『ふるさと中山縄文のむかしから』第1集発刊（第2集…4年、第3集…8年） 4 岡田公民館移転改築  4 中央公民館夜間等警備委託化  4 南部公民館移転改築（愛称：なんなんひろば） 8 なんなんひろばカリヨン「平和の鐘」設置 10 松本市芸術文化祭特別展「小中図工美術秀作展」開催 10 新村公民館図書室が多目的研修センターに開設 10 公運審諮詢「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」について	8 教育委員会総務課に生涯学習担当配置 11 「子どもの権利条約」国連で採択☆ 12 厚生省で「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）策定☆
2	  3 中山公民館『ふるさと中山縄文のむかしから』第1集発刊（第2集…4年、第3集…8年） 4 岡田公民館移転改築  4 中央公民館夜間等警備委託化  4 南部公民館移転改築（愛称：なんなんひろば） 8 なんなんひろばカリヨン「平和の鐘」設置 10 松本市芸術文化祭特別展「小中図工美術秀作展」開催 10 新村公民館図書室が多目的研修センターに開設 10 公運審諮詢「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」について	1 中教審答申「生涯学習の基盤整備について」☆  4 教育委員会総務課を中心に「生涯学習プロジェクトチーム」を組織 6 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定☆
3	  3 中央公民館にエレベーター及び身障者用リフト設置  3 寿台公民館移転改築 4 公民館運営審議会中間答申「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」について 5 公民館報紙面拡大（B4版からA4版へ）  6 なんなんひろば利用者の会発足 8 松本で第31回社会教育研究全国集会松本集会開催、市民の実践を掘り起こした「松本の学び根っこワーキング」を刊行 11 婦人のつどい30周年記念事業開催、記念誌『松本市婦人のつどい30年のあゆみ』刊行	6 生涯学習審議会中間発表「公民館の整備・運営の在り方にについて」☆ 7 松本市第五次基本計画「市民生涯学習の推進」 8 松本市総合体育館完成（体育課移転）  9 市立松本図書館が中央図書館に新築開館、分館を結ぶコンピューターネットワーク 10 松本市生涯学習推進本部設置（本部長：教育長） 10 県生涯学習基本構想策定*
4	  4 神林公民館で「すこやか健康教室」始まる 5 公民館報がページ増（全市版4p、地区版2p） 一 南部公民館（なんなんひろば）で「信州年寄り通信」発刊、以後定期的に発刊	1 松本市生涯学習推進懇話会発足 4 教育委員会総務課に生涯学習係設置 9 学校第2土曜日が休日となる☆
5	  1 公民館研究集会分科会の運営に市民が参画 3 芳川公民館移転改築  3 中山公民館国庫補助事業「中山10の宝」発刊 3 「町内公民館活動リーダー必携」発刊 4 公民館主事手当が条例化 7 松本城400年まつりにより、お城盆踊りが休止 1 公民館報が「声の館報」としてテープ化	3 松本市老人保健福祉計画策定 3 提言書「松本市生涯学習推進計画づくりにむけて」（松本市生涯学習懇話会）発刊 5 西部公民館内に設置されていた西部図書館が別棟移転となる
6	  3 本郷公民館移転改築 3 新村公民館で「新村のくらし－改訂版」発刊	3 松本市生涯学習基本計画「ずくだせZUKUDASU学びの森づくり」策定 4 「子どもの権利条約」批准☆ 4 教育委員会の組織改正により社会教育課内に生涯学習係及び青少年係が設置、文化課が新設

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
6	3 岡田公民館文化委員で「岡田の里、地名のおこりとその移り変わり」発刊 3 神林公民館で館報 200号合冊版「かんばやし」発刊 5 松本市成人学校が第 100回記念講座開催 6 「29地区福祉拠点事業推進研究会」に主事 3名参加 6 中央公民館と中央図書館の共催で「第1回公民館図書委員のつどい」開催 7 社会教育主事講習受講枠（新潟大学）が 2名が 1名へ 11 市民公開講座「地域福祉のまちづくり」はじまる（信大、市、市教委、市社協合同主催）	5 生涯学習情報紙「学びの森いんふおめーしょん」発刊 6 福祉計画課が中心となり「29地区福祉拠点事業推進研究会」発足
7	4 町内公民館振興業務委託料が世帯割で傾斜配分され増額（29,500円・30,500円・31,500円） 6 本郷公民館「公民館を語る会」発足 7 なんなんひろば「石のモニュメント」完成 12 女性の実践活動記録「学びと歩みのハーモニー」が婦人のつどい実行委員会により発刊される	3 生涯学習記録「学びの森を生きる」発刊 4 「地区福祉ひろば」の設置はじまる 4 町内公民館へ「福祉関連整備費補助制度」 9 文部省通知「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」☆ 12 第六次基本計画（公民館29地区29館構想）
8	1 公民館研究集会幹事会に分科会市民運営委員参画 3 今井公民館『上條蠟司伝』発刊 3 入山辺公民館『入山辺の民俗』発刊 3 寿公民館報合冊版『館報ことぶき』発刊 3 中山公民館『館報 200号合冊版』発刊 3 里山辺公民館報合冊版『館報さとやまべ』発刊 4 公民館に公共利用予約案内システムが導入される 4 中央公民館管理業務 1名シルバー人材センターへ委託 5 笹賀公民館利用グループの会発足 8 新村公民館が移転新築開館（公民館と福祉ひろば併設の第1号） 10 公民館で日本語講座はじまる 11 松本市芸術文化祭ハイライトが県松本文化会館で開催 11 神林公民館で地域を考える「井戸端会議」はじまる 2 内田公民館報縮刷版『はちぶせ』発刊	4 生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策」☆ 4 塩尻市に長野県生涯学習センター開館＊ 4 県社会教育課が生涯学習課へ＊ 10 市民と職員による「福祉ビジョン懇話会」設置（公民館職 2名参加） 11 社会教育課主催「学びの森市民フォーラム」はじまる 12 「男女共同参画2000年プラン」策定☆
9	3 本郷公民館・福祉ひろばで『遠い太鼓』発刊 4 東部公民館開館 4 コミュニティ構想の名残りである芝沢公民館が廃止 4 和田公民館が増築開館 4 公民館運営審議会が『公民館政策への提言』を提出 5 日本社会教育学会「長野県公民館調査」の一環で松本市公民館の調査が行われる（3月まで） 5 公民館ニュースが学びの森いんふおめーしょんへ統合 7 島内公民館が移転新築開館	3 女性室「男女共生地域フォーラム」はじまる（実行委員として公民館職員参加） 3 松本市障害者福祉長期行動計画 4 公立社会教育施設建設補助金廃止☆ 7 地方分権推進委員会第二次勧告（公運審必置制や館長・主事の専任規定の廃止が打ち出される）☆ 10 県公民館運営協議会「重点事業調査」「分館実態調査」が行われる
10	1 中山公民館報号外（地区産廃処理施設問題） 2 今井公民館『館報 200号合冊版』発刊 4 第二地区公民館開館 5 公運審諮問「21世紀に向けての松本市公民館のあり方」 8 国の生涯学習審議会中間まとめをうけ、公民館・社会教育関係者合同研修会を開催 9 第1回公民館委員のつどいが開催 10 今井公民館ひだまりコンサート実行委員会でCD『今井のとうちゃん』制作 11 和光大学移動大学が本郷公民館を会場に開催される 11 公運審提言「公民館長の任命手続きについて」 12 教育委員会内規「松本市地区公民館長の任命方針」制定 1 北部公民館の地域づくり講座はじまる	3 「福祉ビジョン懇話会」最終報告 3 生涯学習審議会「社会変化に対応した今後社会教育行政の在り方について（中間まとめ）」☆ 3 地区福祉ひろば実践報告集『福祉ひろば・ふれあいレポート』発刊 3 「男女共生プランまつもと」策定 3 特定非営利活動促進法（NPO法）成立☆ 4 県費補助事業が指導者養成講座を残し廃止、人権教育推進市町村事業に移行☆ 5 県公運協専門委員会「公民館あり方研究会」設置＊ 9 生涯学習審議会「社会変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申☆ 12 「公民館の設置及び運営に関する基準」の公民館長・主事の専任」項目が廃止☆
11	1 全国公民館連合会専門委員会による松本市公民館運営審議会の取組み調査 4 城東公民館開館 4 中央公民館が中央西再開発ビル公益施設内へ移転。新たに女性センター設置、働く婦人の家を付属施設とし、勤労青少年ホームを労政課から移管	1 県公運協専門委員会「公民館のあり方研究会」が「これからの中野県公民館及び県公運協のあり方」を提言＊ 3 福祉ビジョン懇話会提言書を踏まえた『福祉の青い鳥を求めて』発行 4 同和教育関係の県費補助事業が廃止＊

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
11	5 公民館運営審議会「21世紀に向けての松本市公民館のあり方」答申 10 中央公民館ふれあいロビーに文部省教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）受信機が設置 11 松本市芸術文化祭『40年のあゆみ』発刊	5 国宝松本城太鼓門復元記念まつり開催 7 社会教育法改定、青年学級振興法廃止などを含めた地方分権一括法が成立☆
12	1 『松本市公民館活動史』『学習活動実践事例集～学びを創り未来をひらく』発刊 3 笠賀公民館「ふるさとマップ」作成 4 城北公民館開館 4 女性センター、働く婦人の家を男女共生課へ移管 9～文部省委嘱事業「エルネットモデル事業」を中央公民館で実施	3 県公運協あり方研究会「県下公民館実態調査に基づく考察と提言」 4 改正された社会教育法が施行 12 教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」☆
13	1 安原地区公民館開館 1 市内の公民館でIT講習はじまる 3 中山公民館「中山の歳時記」発刊 3 神林公民館「ふるさとマップ」作成 3 中央公民館「まちなか再発見！」事業記録発刊  4 田川公民館開館 4 Mウイング文化センター設置（同条例施行） 4 中央公民館長と男女共生課長が兼務となる  6 公民館運営審議会「調査研究報告書」提出 6 第1回女性センターまつり開催 7 芸術文化祭「市民会館さよならコンサート」開催 9 公民館委員（体育・図書視聴覚委員）研修開催	1 文部科学省「21世紀教育新生プラン」発表☆ 4 中山文庫開館 4 島根県出雲市で社会教育部門が首長部局へ移管☆ 4 県公運協「公民館の基礎知識（13年度版）」発刊* 6 社会教育法一部改正（社会奉仕体験・自然体験活動の促進、家庭教育の体制整備）☆ 9 松本市男女共同参画推進委員会条例制定 10 全国公民館研究集会長野大会が長野市で開催☆ 11 文部科学大臣が中教審に対し「教育振興計画の策定と教育基本法の在り方について」諮問☆
14	3 Mウイング・女性センターにキッズコーナー開設 3 第二地区公民館「歴史マップ」作成 4 Mウイングにふれあい国際・情報センター開設 6 島内公民館で四賀村と交流会を開催  6 町内公民館長会に女性部が発足  7 大手公民館開館	4 学校週5日制が完全実施される☆ 5 松本市・四賀村「任意合併協議会」設置 11 中教審中間答申 11 文部科学省内に「『公民館の設置及び運営に関する基準』見直し検討委員会」発足 11 松本市コミュニティ懇話会が設置、地区・町会・自治組織について検討が行われる 12 平成7年度より東京大学佐藤ゼミ・日本社会教育学会を中心となり行ってきた長野県公民館の調査研究を踏まえた「長野県公民館学習会」が開催*
15	10 第50回記念長野県公民館大会が松本市で開催 10 中央公民館・南部公民館・松本大学エクステンションセンター共同企画「市町村合併から考える住民自治講座」開催 2 中央公民館・南部公民館共催「公民館入門講座」開催 4 「公民館の設置及び運営に関する基準」に対し、公民館長会・公民館主事会・公民館運営審議会・社会教育委員会・町内公民館長会連名で、文部科学省に意見書を提出 4 町内公民館振興業務委託料が増額（30,000円・31,000円・32,000円） 9 北部公民館「地域交流～こんな町つくろう」で中学生の発案による「街角コンサート」が実施される 10 公民館運営審議会報告書「公民館運営と公民館運営審議会のあり方について」 11 四賀村公民館大会で松本市公民館の概要報告と交流	1 松本市が松本市西部広域施設組合構成町村に合併の申し入れ 3 中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」☆  3 松本市男女共同参画計画策定  4 松原町会が自治組織としての地区として独立  4 日本公民館学会が設立される☆  4 社会教育課で「生涯学習基本構想」見直し作業が開始される 5 長野県公民館運営協議会で「公民館の設置及び運営に関する基準」に対し意見書を提出* 6 松本市男女共同参画推進条例施行 6 「公民館の設置及び運営に関する基準」改正☆ 6 地方自治法改正、公の施設を民間会社等に委託できる指定管理者制度の導入☆ 7 新市民会館にかかる住民投票条例案を市議会で否決 7 松本市・四賀村法定合併協議会設立 8 関東甲信越静公民館研究大会で「市町村合併と公民館についての緊急アピール」が採択☆ 10 「松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」施行 12 地域・家庭教育活性化推進補助金（人権促進事業費等）が廃止される☆
16	1 中央公民館・南部公民館・松本大学エクステンションセンター共同企画「合併したらどうなる？ 地域自治と公民館のあり方を考える講座」開催 3 公民館委員研修「文化委員研修会」開催  4 公共施設予約案内システムが新システムへ移行 4 松本市公民館条例施行規則改正、趣味・サークル活動に対し冷暖房料徴収の項目が追加	1 文部科学省に「地域づくり支援室」設置☆  3 中央教育審議会生涯学習分科会「今後の生涯学習振興方策について（審議経過の報告）」☆ 3 第二次「全国公民館連合会 基本構想」☆ 4 松本市の公の施設のうち84施設に指定管理者制度を導入

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
16	<p>5 新村公民館・福祉ひろば・松本大学による「ものぐさ大学」発足</p> <p>5 『松本市生涯学習基本構想』見直しプロジェクト発足、公民館主事2名参加</p> <p>6 中央公民館・南部公民館・松本大学エクステンションセンター共同企画「合併最前線を学ぶ講座」開催</p> <p>7 松本市福祉ひろば庁内研究会発足、主事6名参加</p> <p>9 市民公益活動との協働事業推進庁内ワーキンググループ発足、公民館主事3名参加</p> <p>11 中央公民館長が専任に戻る</p> <p>11 入山辺公民館、大規模改修工事</p>	<p>5 指定管理者制度導入状況のなかで、長野県公民館運営協議会が「公民館の支援について」を各都市公民館運営協議会に依頼*</p> <p>7 松本市に文化振興課が市長部局に新設、文化財関係を除く文化振興部門が教育委員会から移管される</p> <p>7 菅谷市長と語る会が30地区で開催</p> <p>8 松原地区に福祉ひろばコーディネーターを配置し地区福祉ひろば事業をスタート</p> <p>11 社会教育課による「いい街つくろう、パートナーシップまつもと」出前講座がスタート</p>
17	<p>1 公民館主事会で「スーパー公民館構想」を職員提案</p> <p>1 公運審諮詢「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」</p> <p>2 島内公民館「館報縮刷版」発刊</p> <p>2 『町内公民館活動のてびき』第5次改訂版、『松本市町内公民館活動実践集』発刊</p> <p>3 芳川公民館保育ボランティア「ゆりかご会」で10年のあゆみを発刊</p> <p>4 寿台公民館に松原地区担当の公民館主事を配置、公民館事業先行実施として3月から公民館報松原地区版が発刊開始</p> <p>4 公民館委員手当が報酬から報償費へ費目変更</p> <p>4 合併により、四賀公民館、梓川公民館、安曇公民館、奈川公民館が地区公民館として発足</p> <p>9 教育委員会組織改正にかかり主事研修会で論議</p> <p>9 公運審答申作業にかかり、公運審委員・館長・主事のワーキンググループ設置</p> <p>10 中央公民館・南部公民館共催で「公共施設の民営化に反対ですか」講座が始まる</p> <p>11 中央公民館と社会教育課が統合して生涯学習課とし、中央公民館は貸館機能を残し、地区公民館は生涯学習課の一部門となる組織改正が提案される</p>	<p>1 地区福祉ひろば庁内研究会職員提案</p> <p>3 「松本市生涯学習基本構想」見直し改訂</p> <p>3 「松本市次世代育成支援行動計画」策定</p> <p>4 四賀村、梓川村、安曇村、奈川村が松本市と合併</p> <p>4 松本市役所大手事務所開設、教育委員会が入所</p> <p>4 長野県公民館運営協議会規約改正、長野市及び松本市から毎年役員選出となる*</p> <p>4 熟年体育大学が元となった「いきいき健康ひろば」事業をNPO法人に委託</p> <p>6 中央教育審議会諮詢「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」「青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」☆</p> <p>6 全国公民館連合会で14年ぶりに『全国公民館名鑑』を発刊☆</p> <p>7 「食育基本法」施行☆</p> <p>7 菅谷市長との市政まちかどトーク、ティータイムトークが始まる</p> <p>9 大手事務所に「市民活動サポートセンター」開設</p> <p>9 文部科学省生涯学習局長通知「地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について」（警察と連携して実施）☆</p> <p>10 内閣府、文科省、国土交通省連携による「地域における防災に係る教育・啓発活動の推進について」☆</p> <p>11 長野県公民館運営協議会で主催研修会のあり方について検討開始*</p> <p>11 文部科学省、経済産業省通知「地域におけるエネルギー教育・啓発活動の推進について」☆</p> <p>12 日本公民館学会第4回研究大会が松本大学を会場に開催☆</p> <p>12 第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（教育委員会設置を自治体判断に、社会教育分野を首長部局に置く選択措置の提案）☆</p> <p>4 教育委員会組織改正、教育総務課が教育政策を担う教育政策課へ改変、青少年課が新設（勤労青少年ホームの所管が中央公民館より移管）</p> <p>4 四賀・梓川・奈川・安曇地区で福祉ひろば事業スタート</p> <p>4 教育基本法改正案が閣議決定、文部科学省内に教育基本法改正推進本部設置☆</p> <p>4 長野市で都市内分権がスタート*</p> <p>5 「長野県公民館主事研修会並びに総会」が松本市で開催*</p> <p>10 長野県公民館運営協議会「長野県公民館活動史Ⅱ」編さんにつける県内公民館実態調査の実施*</p> <p>10 松本市図書館でセンター制度を導入</p> <p>11 松本市「市民協働提案制度」がはじまる</p> <p>11 松本市「市民活動推進委員会」が発足</p> <p>11 「松本市地域づくり推進懇談会」発足</p> <p>12 教育基本法改正法が成立・公布・施行☆</p> <p>12 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」施行☆</p>
18	<p>3 市長公約の3Kプラン推進に向け、地域づくりシステム検討会議発足、中央公民館が参画</p> <p>4 社会教育課が中央公民館と統合し生涯学習課・中央公民館へ組織改正（中央公民館機能は残し地区公民館の位置づけは変更なし、中央公民館職員は兼務）</p> <p>4 庄内地区公民館開館（29地区29館構想の最後）</p> <p>4 「松本市第8次基本計画」（34地区34公民館構想）、地区公民館と地区福祉ひろばはコミュニティ活動施設として位置づけられる</p> <p>5 公民館運営審議会「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」答申</p> <p>6 都市内分権に向けた地域づくり支援モデル事業が安原地区・本郷地区・芳川地区でスタート（公民館も関わる）</p> <p>8 ユネスコアジア文化センターで松本市の公民館活動について視察（北部・新村ほか）</p> <p>10 惣社公民館報合冊版『館報けやき』発刊</p> <p>12 主事会の県外研修に公運審委員4名が参加しての、合同研修を実施（大阪府枚方市へ）</p>	

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
19	<p>3 中央公民館を見つめ直す座談会が開催。公民館発足60周年を前に、中央公民館が四柱神社隣にあった時代に関わった市民・職員などを交え、中央公民館のあり方などを話し合う</p> <p>3 戦争体験の聞取事業が開始（松本大学生とのコラボ企画）</p> <p>4 公民館発足60周年記念事業（地区特別講座）が開催・・通年</p> <p>4 市制施行100周年地区イベントが各地区で実施される（多くの公民館で事務局等の役割を担う）</p> <p>5 主会にて公民館委員会プロジェクトチームと生涯学習課・中央公民館一本化プロジェクトチームが設置され検討が行われる</p> <p>5 学びの森インフォメーションに統合した「公民館ニュース」が他の学習情報に統合される</p> <p>7 第1回公民館報編集委員交流会が開催され、全市版と地区版が一同に会し、研修会・情報交換会が行われる</p> <p>9 松本市公民館発足60周年記念事業『地域交流と活動のつどい』があがたの森文化会館にて開催。34地区からステージや展示による発表、市民団体による激アツコミュニケーションCafeなどが行われる</p> <p>11 館長会にて教育実践活動策定について説明</p> <p>11 医務課が各地区で実施する災害時医療救護活動講座に地区公民館が協力（年次計画により34地区で実施）</p> <p>12 中央公民館にて、「しゃべりばinちゅーこー」や「クリスマスコンサート」などが開催され、若者を交えた事業がなされる</p>	<p>2 松本市教育委員会および木曾町教育委員会で「平和のための信州戦争展」の後援を辞退</p> <p>3 全国公民館連合会「第1回全国公民館報コンクール」を実施（以後、ホームページコンクールと合わせ、隔年で実施）☆</p> <p>3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正（文化財を除く文化・スポーツの事務を首長が担当できるようになる）☆</p> <p>4 飯田市で地域自治組織導入（公民館は先5年間を教育委員会に残し、その後所管を検討）*</p> <p>5 松本市制施行100年を迎える</p> <p>5 松本市食育推進計画庁内調整会議が開催</p> <p>6 社会教育法等改正法（学校施設利用等）☆</p> <p>6 「旧松本高等学校本館・講堂」が国の重要文化財となる</p> <p>9 医療制度改革施行☆</p> <p>9 長野県公民館大会（小諸大会）で「公民館の充実を求める緊急アピール」が採択*</p> <p>11 教育政策課による教育実践活動策定に向け教育部職員を対象にワーキンググループが始動</p> <p>12 教育実践活動についての地域懇談会が始まる</p> <p>12 松本市地域づくり推進市民会議が、地域づくり推進のための指針を市長に提出</p> <p>2 教育基本法改正を受けた社会教育法改正案が閣議決定☆</p> <p>3 長野県公民館運営協議会で地域課題に関する調査*</p> <p>3 松本市放課後子どもプランが策定</p> <p>4 和田地区に西原町会誕生。里山辺地区の林町会と大嵩崎町会が合併し、林町会となる</p> <p>4 安曇野市にて公募の地区公民館長が任命される</p> <p>4 松本市第2次男女共生参画計画 策定</p> <p>5 松本市地域づくり推進基本方針 策定</p> <p>5 『長野県公民館活動史Ⅱ』発刊*</p> <p>5 地方分権推進委員会第一次勧告で「教育委員会設置の選択制、首長部局との連携による教育行政の充実と総合行政の推進」が提案☆</p> <p>6 社会教育法改正（衆参両院で附帯決議付）☆</p> <p>7 全国公民館連合会による全国公民館実態調査が行われる☆</p> <p>7 教育振興基本計画が閣議決定☆</p> <p>9 松本市ユニバーサルデザイン基本方針が策定</p> <p>11 長野県「つながる つらなる 信州 人づくりビジョン」（長野県教育振興基本計画）策定*</p> <p>12 地方分権推進委員会第二次勧告における「義務付け・枠づけの見直し」の中で、社会教育法第12条、第15条2項、第23条1項、第30条を、存置を許容するメルクマールに該当しないと提言☆</p> <p>3 全国公民館報コンクールで飯綱町公民館報が最優秀賞、富士見町公民館報が優秀賞を受賞*</p>
20	<p>2 松本市公民館発足60周年記念の一環として第23回松本市公民館研究集会（地域活動市民のつどい）が2日間にわたり開催</p> <p>3 市民団体「中信多文化共生ネットワーク」設立</p> <p>3 地域防災計画改正で26地区的公民館が新たに指定避難所となる（要援護者優先）</p> <p>4 第三地区公民館 開館（あがたの森公民館が閉館）</p> <p>4 公民館委員報償費が年額単価から回数単価に変更</p> <p>4 四賀、安曇、梓川、奈川公民館業務が支所へ移管（教委の補助執行）</p> <p>5 公民館が学校と地域のコーディネートを行う学校サポート（学校応援団）事業がスタート</p> <p>6 ユネスコ「世界寺子屋運動」関係者国内研修（庄内地区公民館、神田・井川城下・上土町の町内公民館）</p> <p>6 地域づくり推進事業のモデル地区事業がスタート（城北・松原・安原）し、公民館が中心的に関わる</p> <p>6 公民館運営審議会「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」答申に続き「意見書」を提出</p> <p>8 第2回公民館報編集委員交流会 開催</p> <p>9 町内公民館長会30周年記念の集い 開催</p> <p>9 町内公民館パンフレット 製作</p> <p>9 耐震診断費用補助対象が拡大され、昭和56年以前に建設された町内公民館も対象となる</p>	<p>7 全国公民館連合会による全国公民館実態調査が行われる☆</p> <p>7 教育振興基本計画が閣議決定☆</p> <p>9 松本市ユニバーサルデザイン基本方針が策定</p> <p>11 長野県「つながる つらなる 信州 人づくりビジョン」（長野県教育振興基本計画）策定*</p> <p>12 地方分権推進委員会第二次勧告における「義務付け・枠づけの見直し」の中で、社会教育法第12条、第15条2項、第23条1項、第30条を、存置を許容するメルクマールに該当しないと提言☆</p> <p>4 「学びの森インフォメーション」が全戸配布から各戸配布となる</p> <p>4 須坂市公民館職員が首長部局市民共創部所属となり、公民館業務は補助執行となる*</p> <p>4 佐久市生涯学習センター（野沢地区館併設）が指定管理者導入*</p> <p>9 「多文化共生プラン（仮称）」策定に向けた「多文化共生庁内ワーキング会議」発足</p> <p>10 県生涯学習審議会答申「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」※</p>
21	<p>1 文部科学省の公民館の海外発信事業としてユネスコ・アジア文化センターによる「公民館の国際発信に関する調査研究」でユネスコ調査団が新村公民館と二美町2丁目町内公民館を視察</p> <p>3 主会「生涯学習課と中央公民館のあり方」プロジェクトで検討結果報告</p> <p>3 全国公民館報コンクールで梓川地区公民館報が優良賞を受賞</p> <p>9 「松本市公民館あり方検討委員会」発足（館長・主事・公運審）</p> <p>12 松本市芸術文化祭50周年記念式典開催</p>	

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
22	3 「松本市公民館あり方検討委員会」中間報告を中央公民館長へ提出 3 波田町合併に伴い、波田公民館が地区公民館として発足 4 松原地区公民館が新築開館。第一地区公民館が、中央公民館（Mウイング）内に開館（35地区すべてに公民館が設置完了） 4 地区再発見情報発信事業始まる（初年度6地区～25年度に全地区終了） 5 ベトナム学習振興会が蟻ヶ崎西町内公民館を視察 6 韓国・公州大学校教授および大学院生が、城北公民館、城北地区福祉ひろば、大手公民館、徒士町「おかちまち市場」、巾上西「いばらん亭」を視察（名古屋大学社会教育調査実習と合同） 11 梓川公民館大規模改修事業 竣工 5 市公民館運営審議会提言書「もう一度公民館の意義、役割を考えよう」	3 県公民館運営協議会「公民館の基礎知識（H22）」発刊 6 「松本市地域づくり推進行動計画」策定。地域づくり推進に向けた府内組織の検討はじまる 7 学都松本に向けた取組みを定める
23		11 松本市の教育に関するアンケート調査報告 12 地域主権改革第2次一括法により社会教育法改正（公運審委員会嘱託は文科省令基準を参考）
24	9 「第53回関東甲信越静公民館研究大会（長野県松本大会）」を開催 9 松本市公民館活動実践事例集（地域・くらしと学びをつなぐ）を発刊 12 第4回全国公民館報コンクールで波田公民館が奨励賞を受賞	3 県公民館運営協議会「長野県らしい公民館に磨きをかけよう」（提言） 3 松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」を策定 3 松本市地域づくり実行計画策定
25	3 神林公民館大規模改修事業竣工 3 大手公民館会館10周年記念誌『語り継ぐまちんなか』発刊 6 松本市公民館運営審議会より「松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について」答申が示される 6 松原地区公民館が住民の戦時中体験をまとめた『語り伝えておきたくて』を発刊 10 文部科学省委託事業（公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム）「公民館の学びがつなぐ松本らしい地域づくり・人づくり」事業が採択され、全7講座が取り組まれる（記録集3月発行）	9 第1回学都松本フォーラム（学都松本を目指して）を開催 2 松本市第3次男女共同参画計画 策定 3 健康寿命延伸都市宣言 4 市内15地区公民館（出張所機能を持たない館）に、地域づくりセンター準備職員を配置 4 松本市子どもの権利に関する条例を制定 6 学都松本のイメージカラーを薄緑色、9月を「学びの9月」と定める
26	2 第29回松本市公民館研究集会が歴史的大雪により初めて中止となる 4 南部公民館が、松南地区公民館に名称変更する 6 文部科学省委託事業「公民館の学びがつなぐ松本らしい地域づくり・人づくり」事業が2年目の採択をされ、全7講座が取り組まれる（記録集3月発行） 9 松本市芸術文化祭55周年記念特別公演「わが想いとどけよ彼方の空に」がまつもと市民芸術館で開催される 12 入山辺公民館「入山辺文化誌（館報400号合冊版）」発刊 12 寿地区学校応援団が、優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞	6 社会教育法一部改正☆ 6 第二期教育振興基本計画閣議決定☆ 10 文部科学省委託事業（公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム）「若者が創る信濃の国再発見物語」を6市町村（上田市、飯田市、松川町、麻績村、山形村、朝日村）へ再委託＊ 4 長野市立長沼公民館が指定管理者導入＊ 4 地域づくりセンターが各地区に設置される 6 改正地方教育行政法が可決、成立☆
27	2 第30回松本市公民館研究集会が基調講演、過去最大数の11分科会により開催される 3 全国公民館報コンクールで、第一地区公民館・中央公民館が奨励賞を受賞 3 西部公民館、北部公民館大規模改修事業竣工 4 西部公民館が鎌田地区公民館へ、北部公民館が白板地区公民館に名称変更する 6 「全国身体障害者補助犬サミットin松本」が、中央公民館共催により開催される 8 文部科学省委託事業（公民館の学びがつなぐ、松本らしい地域づくり・人づくり事業）の委託期間終了後、市単独事業としてプロジェクトチームによる取組みへ発展 9 地域学習テキストをモデル3地区（白板、本郷、波田）で発刊	3 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画策定 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行☆ 4 諮問「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」☆ 4 施行に伴い、本市でも市長が主宰する総合教育会議の設置、松本市教育大綱の策定、教育委員長と教育長を一本化して「新教育長」の配置 4 地域づくり部（地域づくり課、地域づくりセンター）及び文化スポーツ部（スポーツ推進課を含める・旧体育課）の新設 4 「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」が、「セイジ・オザワ松本フェスティバル」に名称変更

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
27		
28	2 公民館発足70周年記念事業「未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会」の準備会が立ち上がる 3 今井公民館大規模改修事業竣工  3 歴史文化基本構想策定に関する各公民館を中心とした調査終了 4 スウェーデン「ソッレンテューナ市」の社会教育学研究者等の視察受入 5 韓国「烏山市」の市長や生涯学習関係職員等の視察受入 6 「未来を拓く松本大会」関係者学習会を実施 7 学びの森生涯学習ファイル更新（2年に1回）	7 「学習の自由と公民館」に関する教育研究団体連絡会議発足☆ 8 「第20回松本市平和記念式典、松本市平和の集い」開催 10 勤労青少年福祉法大幅改正（勤労青少年ホームの法的設置根拠がなくなる）☆ 10 「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略策定 12 中央教育審議会から、地方創生を踏まえた今後の学校教育と社会教育のあり方に関する3本の答申☆ 184号「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」 185号「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」 186号「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について」 1 南部福祉総合施設「なんぶくプラザ」供用開始 2 第1回地方創生全国コンファレンス「学びで地域を元気に」が国立オリンピックセンターで開催される☆ 4 県生涯学習推進センターに、公民館支援専門アドバイザーを配置＊ 4 小中学校9年間を、共通の教育課程で学習する「義務教育学校」を全国22校開校☆ 5 県政タウンミーティングを阿智村で開催＊ 5 県公運協主事会の幹事に、飯田市を固定枠化＊ 8 松本市第10次基本計画策定 9 地域包括ケアシステム推進事業が、3地区でモデルにスタート（第二地区：岡田地区、四賀地区） 9 「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議まとめ」を中教審初等中等教育分科会教育課程部会提出☆ 12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」（教育機会確保法）成立☆ 3 あがたの森文化会館として活用されている「重要文化財旧松本高等学校校舎及び講堂保存計画」策定
29	1 全国規模の集会である「未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会」が、まつもと市民芸術館、中央公民館で開催され、全国各地から延 1,115人が参加（松本市公民館70周年事業として開催） 3 内田公民館大規模改修事業竣工 7 町内公民館の手引き改訂版編集委員会発足  7 波田公民館が波田庁舎内へ移転開館（旧波田公民館は30年3月に解体） 9 文科省組織改編に対し、社会教育委員会議、公民館運営審議会、町内公民館長会連名で意見書を提出	3 中高、飯水の都市公運協を統合し「中飯」へ＊ 3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（学校運営協議会の設置が努力義務化）☆ 5 第2次松本市教育振興基本計画策定  5 第2次松本市地域づくり実行計画策定  8 文部科学省次年度概算要求において、文部科学省の組織改編が示される☆ 9 文科省の組織改編に対し松本市教育委員会から要望書を提出 3 県総合5か年計画策定（自治と学びが柱に据わる）＊
30	2 松本市公民館研究集会と、地域づくり課所管の地域づくり市民活動研究集会を「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」として合同開催（以降毎年合同開催） 3 笹賀公民館大規模改修事業竣工  3 大手公民館・中央地区福祉ひろば開館15周年記念「まち歩き講座から見た後世に残したい地区的文化財」発刊 4 学校サポート事業を統合した松本版コミュニティスクール事業開始  8 住民自治を基盤とした持続可能な地域づくりに向け、町内公民館機能に着目した「多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業を、東京大学牧野研究室との共同事業として開始（3カ年の事業）	12 中央教育審議会で「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめ☆
31	3 和田公民館大規模改修事業竣工	
R1	6 『町内公民館活動のてびき（第6次改訂版）』発刊  7 公民館運営審議会が提言集を中央公民館に提出 8 中山公民館「中山の民話」発刊	1 松本大学・松本大学松商短期大学部と包括的連携協定を締結 4 第2層生活支援コーディネーター（地区生活支援員）が7地区（第二、中央、里山辺、寿台、四賀、梓川、波田）に配置 6 「第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」公布☆ （公立社会教育機関について、一定の担保措置を講じて条例により首長が所管することが可能となる） 9 旧開智学校校舎国宝指定 9 社会教育委員会議提言書「松本版コミュニティスクールへの提言～すべてに対してやさしくおもいやりに生きる大人へ～」

## 松本市公民館関係略年表

年	松本市公民館のあゆみ	※項目前の数字は月をあらわす 取り巻く状況 *県 ☆国ほか 無印は松本市
2	2 第三地区公民館が、文部科学省の第72回優良公民館表彰を受賞 2 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第35回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」で、市民提案によるテーマでの分科会を実施 2 城北公民館・城北地区福祉ひろば開館二十周年記念誌発刊 3 第三地区公民館が、長野県教育委員会の令和元年度公民館活動アワードを受賞 3 岡田公民館「岡田再発見を読み解く」（岡田歴史研究会編著）発刊 3 「松本市芸術文化祭60年の歩み」発刊 4 新型コロナウイルス感染症の影響で約1か月間貸館を休止（4／7～5／31） 6 島内地区歴史文化財調査委員会（事務局：島内公民館）「島内の歴史と文化遺産」発刊 7 7月豪雨により地区公民館（一部除く）に避難所を開設	3 菅谷昭市長退任 臥雲義尚市長就任
3	1 新型コロナウイルス感染症の影響で貸館の新規受付を停止（1／8～12／4）	1 松本市成人式が新型コロナウイルス感染症の影響で延期
4	2 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第36回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会」が新型コロナウイルス感染症の影響により、基調講演・鼎談のみ実施となる（YouTubeでオンラインライブ配信） 2 安原地区公民館・福祉ひろば開館20周年記念冊子発刊 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により、貸館の新規受付を停止（1／15～2／20）	1 長野県内にまん延防止等重点措置が適用（1／15～3／6） 1 令和4年成人式を2部に分けて開催 2 松本市教育大綱を策定
5	2 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第38回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会」の基調講演を対面とYouTubeライブ配信のハイブリッド形式で開催 4 大野川小・中学校をモデル校としてコミュニティ・スクール国型制度を導入	8 松本市成人のつどい（延期になった令和3年成人式の代替事業）を開催 5 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行（5／8～）
6	2 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第39回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会」の基調講演と分科会を主会場（中央公民館・Mウイング）に加え、サテライト会場（芳川・四賀）も設けて開催	
7	2 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第40回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会」の全体会（パネルディスカッション）と分科会を主会場（中央公民館・Mウイング）に加え、サテライト会場（第三地区・笹賀）も設けて開催 4 四賀小学校・会田中学校、筑摩小学校をモデル校としてコミュニティ・スクール国型制度を導入	

○松本市公民館条例

昭和39年3月31日

条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、市民生活文化の振興及び福祉の増進を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき公民館の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松本市中央公民館	松本市中央1丁目18番1号
// 第一地区公民館	松本市中央1丁目18番1号
// 第二地区公民館	松本市本庄2丁目3番23号
// 第三地区公民館	松本市中央4丁目7番28号
// 東部公民館	松本市女鳥羽2丁目1番25号
// 城北公民館	松本市開智2丁目3番39号
// 大手公民館	松本市大手3丁目8番1号
// 安原地区公民館	松本市旭2丁目11番13号
// 城東公民館	松本市元町3丁目7番1号
// 白板地区公民館	松本市城西1丁目6番17—3号
// 田川公民館	松本市渚3丁目2番7号
// 庄内地区公民館	松本市出川1丁目5番9号
// 鎌田地区公民館	松本市両島5番50号
// 松南地区公民館	松本市芳野4番1号
// 中山公民館	松本市大字中山3, 746番地1
// 島内公民館	松本市大字島内4, 970番地の1
// 島立公民館	松本市大字島立3, 298番地の2
// 新村公民館	松本市大字新村2, 179番地7
// 和田公民館	松本市大字和田2, 240番地31
// 神林公民館	松本市大字神林1, 557番地の1
// 笹賀公民館	松本市大字笹賀2, 929番地
// 芳川公民館	松本市野溝東2丁目10番1号
// 寿公民館	松本市大字寿豊丘424番地

// 寿台公民館	松本市大字寿豊丘649番地の1
// 岡田公民館	松本市大字岡田町517番地の1
// 入山辺公民館	松本市大字入山辺1, 509番地の1
// 里山辺公民館	松本市大字里山辺2943番地1
// 今井公民館	松本市大字今井2, 231番地の1
// 内田公民館	松本市大字内田2, 203番地の1
// 本郷公民館	松本市浅間温泉2丁目9番1号
// 松原地区公民館	松本市大字松原39番地1
// 四賀公民館	松本市会田1001番地1
// 安曇公民館	松本市安曇2741番地1
// 奈川公民館	松本市奈川3301番地
// 梓川公民館	松本市梓川梓2285番地1
// 波田公民館	松本市波田4417番地1

(公民館運営審議会)

第3条 本市の公民館事業の企画実施につき調査審議するため、法第29条の規定に基づき中央公民館に松本市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以上30人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開館時間及び休館日)

第4条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで（以下「年末年始」という。）

2 前項の規定にかかわらず、中央公民館、第一地区公民館及び庄内地区公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

休館日 每月第2及び第4水曜日並びに年末年始

3 第1項の規定にかかわらず、松南地区公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 開館時間 平日 午前9時から午後10時まで

日曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 火曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始

4 第1項の規定にかかわらず、波田公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 開館時間 平日 午前9時から午後10時まで

日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 每月第1及び第3日曜日並びに年末年始

5 第1項の規定にかかわらず、奈川公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 休館日 休日及び年末年始

(使用の申請及び許可)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとする場合も、同様とする。

(使用の取消)

第6条 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の使用の許可を取消すことができる。

(1) 許可を得ないで使用の目的を変更したとき。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 取消によって使用者が受けた損害に対して、教育委員会はその責任を負わない。

(使用料)

第7条 中央公民館の使用料は、別表第1に定める額とする。

2 奈川公民館の使用料は、別表第2に定める額とする。

3 中央公民館及び奈川公民館を除く公民館の使用料は、別表第3に定める額とする。

4 使用料は、使用の許可のあったときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、次に掲げる特別の事情があると認めた者に対し、使用料の減免を行うことができる。

(1) 教育公共の利益に関する集会その他市長が特別の事情があると認めたもの

(2) 前号のほか市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその一部又は全部を還付することができる。

(1) 使用者の責でない理由により、使用することができなくなったとき。

(2) 教育委員会が定める期日前までに、使用の取消し又は変更を求める申出があったとき。

(3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用させないことができる。

(1) 使用目的以外の用途に使用したとき。

(2) 公益を害し、又は風紀をみだすおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、次に掲げる義務をおわなければならない。

(1) 使用者が使用を終ったときは、復旧の上引渡しをする。

(2) 使用者が建物その他の物品を汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(3) 前2号の義務を履行しないときは、市がこれを行い、使用者からその費用を徴収する。

(禁止行為)

第12条 使用者は、教育委員会の許可を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市において施した設備の現状を変更すること。

(2) 仮設の設備を行うこと。

(3) 飲食物その他の物品の販売を行うこと。

(4) 火気を使用すること。

(5) 教育委員会の定める収容人員を超えて使用すること。

(6) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸すること。

(入場の制限)

第13条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品又は動物を携行する者、その他公民館の管理上著しく支障があると認められる者の入場を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(廃止)

第14条 公民館を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(罰則)

第15条 使用者が第10条の規定に違反した場合は、5万円以下の過料を科すことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 松本市公民館条例（昭和24年条例第63号）及び松本市公民館使用条例（昭和22年制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行のさい、旧条例の規定に基づいてなされた申請、許可等の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和40年10月21日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則（昭和41年7月15日条例第20号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月15日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年5月1日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前において、本郷村公民館使用料徴収条例（昭和32年本郷村条例第9号）の規定によりなされた申請、許可等の行為は、この条例による改正後の松本市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和50年12月25日条例第78号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和51年教育委員会規則第10号で昭和51年8月30日から施行）

附 則（昭和51年6月25日条例第40号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和51年教育委員会規則第11号で昭和51年9月1日から施行）

附 則（昭和54年9月27日条例第40号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月29日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月3日条例第30号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和55年教育委員会規則第15号で昭和55年12月15日から施行）

附 則（昭和56年3月14日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日条例第11号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和57年教育委員会規則第5号で昭和57年5月10日から施行）

附 則（昭和58年3月11日条例第10号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和58年教育委員会規則第8号で昭和58年5月16日から施行）

附 則（昭和58年6月24日条例第34号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和58年教育委員会規則第17号で昭和58年10月1日から施行）

附 則（昭和59年3月1日条例第9号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和59年教育委員会規則第5号で昭和59年6月1日から施行）

附 則（昭和59年12月20日条例第44号）

この条例は、昭和62年2月12日から施行する。

附 則（昭和60年3月14日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前において、この条例による改正前の松本市公民館条例の規定及び松本市厚生文化会館条例を廃止する条例（昭和60年条例第16号）による廃止前の松本市厚生文化会館条例（昭和41年条例第20号）の規定に基づいてなされた申請、許可等の行為については、この条例による改正後の松本市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和60年6月27日条例第28号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和60年教育委員会規則第15号で昭和60年9月11日から施行）

附 則（昭和61年3月14日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、中山公民館及び笹賀公民館の改正規定の施行期日は、

別に規則で定める。

(昭和61年教育委員会規則第7号で昭和61年4月8日から施行)

(経過措置)

2 この条例による中山公民館及び 笹賀公民館の改正規定を除く改正後の松本市公民館条例の規定は、昭和61年4月1日以降の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月10日条例第21号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月25日条例第11号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月18日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による島立公民館の改正規定を除く改正後の松本市公民館条例の規定は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）以後に使用料を徴収するものから適用し、施行日前に使用料を徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月22日条例第21号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び別表第3の改正規定中南部公民館に係る部分の施行期日は、別に規則で定める。

(平成2年教育委員会規則第14号で平成2年5月24日から施行)

附 則（平成3年3月8日条例第21号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定の施行期日は、別に規則で定める。

(平成3年教育委員会規則第7号で平成3年7月21日から施行)

附 則（平成3年9月30日条例第36号）

この条例は、平成3年11月5日から施行する。

附 則（平成5年3月12日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中芳川公民館に係る部分並びに別表第3及び別表第4の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月18日条例第23号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月21日条例第62号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 6 月 27 日条例第 38 号）

この条例は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 30 日条例第 49 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 14 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 7 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 13 日条例第 26 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 12 日条例第 22 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定中松本市中央公民館に係る部分並びに別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成 11 年 4 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、第 2 条の表の改正規定中松本市中央公民館に係る部分並びに別表第 1 及び別表第 2 の改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 59 号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（平成 12 年教育委員会規則第 1 号で平成 12 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 12 年 12 月 21 日条例第 73 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 13 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」と

いう。) 以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月16日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の規定は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。) 以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月15日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年3月26日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設等を使用しようとする者への許可に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

(松本市出張所の設置に関する条例の一部改正)

- 3 松本市出張所の設置に関する条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

松本市大字中山3, 738番地の1

」を「

松本市大字中山3, 746番地1

」に改める。

附 則 (平成14年6月27日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月15日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設等を使用しようとする者への許可に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成14年12月19日条例第70号)

この条例は、松本都市計画事業中央西土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則 (平成15年12月18日条例第101号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市公民館条例第7条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月22日条例第152号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、四賀村公民館条例（昭和30年四賀村条例第11号）、安曇村公民館設置条例（昭和24年安曇村条例第5号）、奈川村公民館設置条例（昭和32年奈川村条例第2号）又は梓川村立公民館設置条例（昭和52年梓川村条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市公民館条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日から平成22年3月31日までの間の奈川公民館の使用料については、第7条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	9：00～17：00（1時間につき）	17：00～22：00（1時間につき）	全日
第1会議室	円 150	円 310	円 2,100
第2会議室	150	310	2,100
第3会議室	150	310	2,100
大会議室	420	840	5,560
講義室	210	420	2,730
研修室	210	420	2,730
調理実習室	310	630	4,200
視聴覚準備室	100	210	1,360
託児室	50	100	630
全館	1,570	3,150	21,000

備考

1 暖房を使用する場合の金額は、当該区分に定める額の100分の130に相当する額とする。  
この場合において、算出した金額（施設を複数使用する場合は、当該使用料の合計額）に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 調理実習室の金額には、調理備品等の使用料を含むものとする。

附 則（平成18年3月16日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 施設等を使用しようとする者への許可に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年3月6日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 施設等を使用しようとする者への許可に関する手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年6月19日条例第37号）

この条例は、平成20年10月31日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第81号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の表の改正規定（波田公民館に係る部分に限る。）、第4条第3項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、平成22年3月31日から施行する。

（準備行為）

2 施設等を使用しようとする者への許可に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（波田町の編入に伴う経過措置）

3 波田町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、波田町公民館設置条例（昭和51年波田町条例第10号）又は波田町中央公民館使用料徴収条例（昭和51年波田町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松本市公民館条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 編入日から平成29年7月19日までの間、波田公民館の使用料については、第7条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	8：30～ 12：00	13：00～ 17：00	17：00～ 22：00	8：30～ 17：00	13：00～ 22：00	8：30～ 22：00

	円	円	円	円	円	円	円
					0		
第1会議室	840	1,050	1,260	1,680	2,110	2,740	
第2会議室	740	940	1,160	1,480	1,900	2,420	
第3会議室	1,050	1,260	1,480	2,110	2,540	3,380	
第5会議室	740	940	1,160	1,480	1,900	2,420	
第6会議室	740	940	1,160	1,480	1,900	2,420	
第7会議室	840	1,050	1,260	1,680	2,110	2,740	
講堂	2,220	2,420	2,640	4,440	4,860	6,880	
講義室	1,480	1,680	1,900	2,960	3,380	4,660	
料理実習室	1,680	1,900	2,110	3,380	3,800	5,290	
視聴覚室	1,480	1,680	1,900	2,960	3,380	4,660	
児童室	840	1,050	1,260	1,680	2,110	2,740	
託児室	740	940	1,160	1,480	1,900	2,420	
資料室	840	1,050	1,260	1,680	2,110	2,740	
ギャラリー大	1,050	1,260	1,480	2,110	2,540	3,380	
ギャラリー中	740	940	1,160	1,480	1,900	2,420	

#### 備考

- 1 冷房又は暖房を使用する場合の金額は、当該区分に定める額の100分の130に相当する額とする。この場合において、算出した額（施設を複数使用する場合は、当該使用料の合計額）に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 講義室及び視聴覚室を併用して使用する場合の金額は、講堂の使用料を適用する。

#### 附 則（平成24年3月1日条例第22号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市公民館条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により委嘱されている公民館運営審議会委員は、この条例による改正後の第3条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例第3条の規定により委嘱された日から2年とする。

#### 附 則（平成26年3月14日条例第103号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市公民館条例別表第1及び別表第2の規定並びに松本市公民館条例の一部を改正する条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月13日条例第38号）

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成29年6月22日条例第40号）

この条例は、平成29年7月20日から施行する。ただし、第1条中別表第1第1号の表展示室の項を削る改正規定、別表第1第2号の表の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第100号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1第1号の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月9日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、令和4年3月28日から施行する。

（松本市出張所の設置に関する条例の一部改正）

2 松本市出張所の設置に関する条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「松本市大字里山辺2, 930番地の1」を「松本市大字里山辺2943番地1」に改める。

（松本市地域づくりを推進する条例の一部改正）

3 松本市地域づくりを推進する条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表里山辺地区地域づくりセンターの項中「松本市大字里山辺2930番地1」を「松本市大字里山辺2943番地1」に改める。

（松本市地区福祉ひろば条例の一部改正）

4 松本市地区福祉ひろば条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表松本市里山辺地区福祉ひろばの項中「松本市大字里山辺2930番地1」を「松本市大字里山辺2943番地1」に改める。

附 則（令和7年3月18日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

（1）施設

区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	9：00～1 2：30	13：00～ 17：00	17：30～ 22：00	9：00～1 7：00	13：00～ 22：00	9：00～2 2：00
ホール	円 7,640	円 8,800	円 9,840	円 15,610	円 17,700	円 23,650
レクリエーション室	円 2,930	円 3,350	円 3,770	円 5,960	円 6,760	円 9,040
大会議室	円 1,880	円 2,200	円 2,410	円 3,870	円 4,370	円 5,840
中会議室	円 940	円 1,040	円 1,150	円 1,880	円 2,080	円 2,810
中視聴覚室	円 940	円 1,040	円 1,150	円 1,880	円 2,080	円 2,810
小視聴覚室	円 410	円 520	円 620	円 880	円 1,080	円 1,390
特別室	円 940	円 1,040	円 1,150	円 1,880	円 2,080	円 2,810

備考

- 1 物品を販売し、及び入場料又はこれに類するものを徴収して施設を使用する場合の使用料は、当該区分に定める額の100分の200に相当する額とする。
- 2 ホールには、主催者事務室及び控室1～3を含む。
- 3 大・中会議室、中・小視聴覚室及び特別室は、次の室をいう。

区分	室数	室名
大会議室	1	3—2
中会議室	5	3—1、4—1～4—4

中視聴覚室	1	3—B
小視聴覚室	2	3—A、4—C
特別室	4	工作室、保育室、料理実習室、和室

(2) 冷暖房

区分	単位	金額
ホール	1回	円 6,600
レクリエーション室		2,410
大会議室		1,460
中会議室		730
中視聴覚室		730
小視聴覚室		410
特別室		730

備考 1回とは、午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

(3) 器具

教育委員会が別に定める額

別表第2 (第7条関係)

区分	9：00～17：00（1時 間につき）	17：00～21：00（1 時間につき）	全日
コンベンションホール	円 3,300	円 3,840	円 33,000
1階ホール	220	320	2,200
2階ホール	220	320	2,200
会議室	220	320	3,300
視聴覚室	540	760	7,700
実習室	440	660	5,500
研修室	440	660	5,500
和室	440	660	5,500
全館	5,500	7,700	55,000

備考

1 冷房又は暖房を使用するときは、当該区分に定める額の100分の130に相当する額とする。

この場合において、算出した額（施設を複数使用する場合は、当該使用料の合計額）に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 コンベンションホール、視聴覚室及び実習室の使用料には、備品等の使用料を含むものとする。

別表第3 (第7条関係)

(1) 施設

区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	9:00～1 2:30	13:00～ 17:00	17:30～ 22:00	9:00～1 7:00	13:00～ 22:00	9:00～2 2:00
講堂(400m <sup>2</sup> 以上)	円 2,610	円 4,080	円 4,610	円 6,350	円 8,250	円 10,170
講堂(200～400m <sup>2</sup> )	2,200	3,240	3,660	5,160	6,550	8,190
大会議室(100～200m <sup>2</sup> )	1,040	1,460	1,880	2,370	3,170	3,940
中会議室(50～100m <sup>2</sup> )	830	1,040	1,460	1,770	2,370	2,990
小会議室(50m <sup>2</sup> 以下)	620	830	1,040	1,370	1,770	2,240
料理実習室	1,040	1,250	1,460	2,170	2,570	3,370

(2) 冷暖房

区分	単位	冷房	暖房
大会議室(100m <sup>2</sup> 以上)	1回	円 1,150	円 1,040
			830
		410	310
		830	830

備考 1回とは、午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

(3) 器具

教育委員会が別に定める額

## ○松本市公民館運営審議会規則

昭和39年4月1日

教育委員会規則第4号

### (目的)

第1条 この規則は、松本市公民館条例（昭和39年条例第42号。以下「条例」という。）第3条による松本市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

### (委員の委嘱)

第2条 松本市公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、条例第3条に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (役員)

第3条 審議会の委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ1名を互選する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

### (職務)

第4条 審議会は、館長の諮問に応じ、中央及び地区公民館の事業の企画実施について調査審議する。

### (会議の招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

### (議事)

第6条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

### (規則の廃止)

2 松本市公民館運営審議会規則（昭和34年教育委員会規則第7号）は、廃止する。

## 附 則（令和4年3月24日教育委員会規則第7号）

### (施行期日)

1 この規則は、令和4年3月24日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松本市公民館運営審議会規則（以下「旧規則」という。）の規定により松本市公民館運営審議会委員に委嘱されている者は、この規則による改正後の松本市公民館運営審議会規則（以下「新規則」という。）の規定により委員として委嘱されたものと

みなす。この場合において、委員の任期は、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。

## ○松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱

平成13年10月29日

教育委員会告示第36号

### (目的)

第1条 この要綱は、松本市Mウイング文化センター（以下「文化センター」という。）の円滑な運営を進めるに当たり、広く意見、提言等を聴くため、松本市Mウイング文化センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、文化センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応ずる。

2 委員会は、文化センターの運営に関し、教育委員会に対し意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて召集し、会議の議長は委員長が務める。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成13年10月29日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会告示第8号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教育委員会告示第9号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の規定により委嘱されているMウイング文化センター運営委員会委員は、この告示による改正後の第3条の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧要綱第3条の規定により委嘱された日から2年とする。